

笑顔あふれる やさしいまち

## 第4次永平寺町地域福祉計画

令和8年度 ▶ 令和12年度



令和8年3月  
永平寺町



# はじめに

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行等の社会変化に伴い、地域のつながりが希薄化し、家庭や地域における助け合いや支え合いの基盤が弱まってきています。また、老々介護や8050問題、ひきこもりなどの複雑化、複合化した、従来の制度では解決が困難な課題も顕在化しております。



このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、町民や地域の多様な主体が積極的に参画し、世代や分野を超えてお互いに助け合い、支え合い、共生していける社会を目指す「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが重要です。

また、社会福祉法の改正によって、地域福祉の推進に関する「地域生活課題」が明確に定義され、市町村は地域住民や関係機関と協働し、包括的な支援体制づくりに取り組んでいくこととなりました。こうした体制を実現するために、包括的かつ重層的な支援体制の充実が求められています。

このたび策定しました「第4次永平寺町地域福祉計画」では、地域共生社会の実現を目指し、すべての方が地域の中で互いに尊重され、調和をもってこころ豊かに暮らせるまちづくりに取り組むために、前計画の基本理念「笑顔あふれる やさしいまち」を継続し、様々な機関・団体をはじめ、地域全体と連携しながら、地域福祉の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査や意見交換会、パブリックコメントを通じてご意見、ご提案をいただきました町民の皆さま、ならびに関係各位に心からお礼申し上げますとともに、今後とも皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

永平寺町長 河合 永充



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 地域福祉とは.....	1
2 地域福祉計画について.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 地域福祉を進める重要な視点.....	4
5 地域福祉の推進に向けた各主体の役割.....	5
6 本計画に包含する関連計画について.....	6
7 計画の期間.....	7
8 SDGsの推進.....	8
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状</b> .....	<b>9</b>
1 人口などの推移.....	9
2 アンケート調査結果からみる地域福祉に関する住民意識.....	18
3 意見交換会まとめ.....	27
4 現状からみる新たな地域福祉課題.....	28
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>30</b>
1 基本理念.....	30
2 基本目標.....	31
3 計画の体系.....	32
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>33</b>
1 地域で支え合う土台づくり.....	33
2 包括的相談支援体制の充実.....	37
3 安心・安全に暮らせるまちづくり.....	44
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>47</b>
1 計画の評価・検証について.....	47
<b>資料編</b> .....	<b>48</b>



1 地域福祉とは

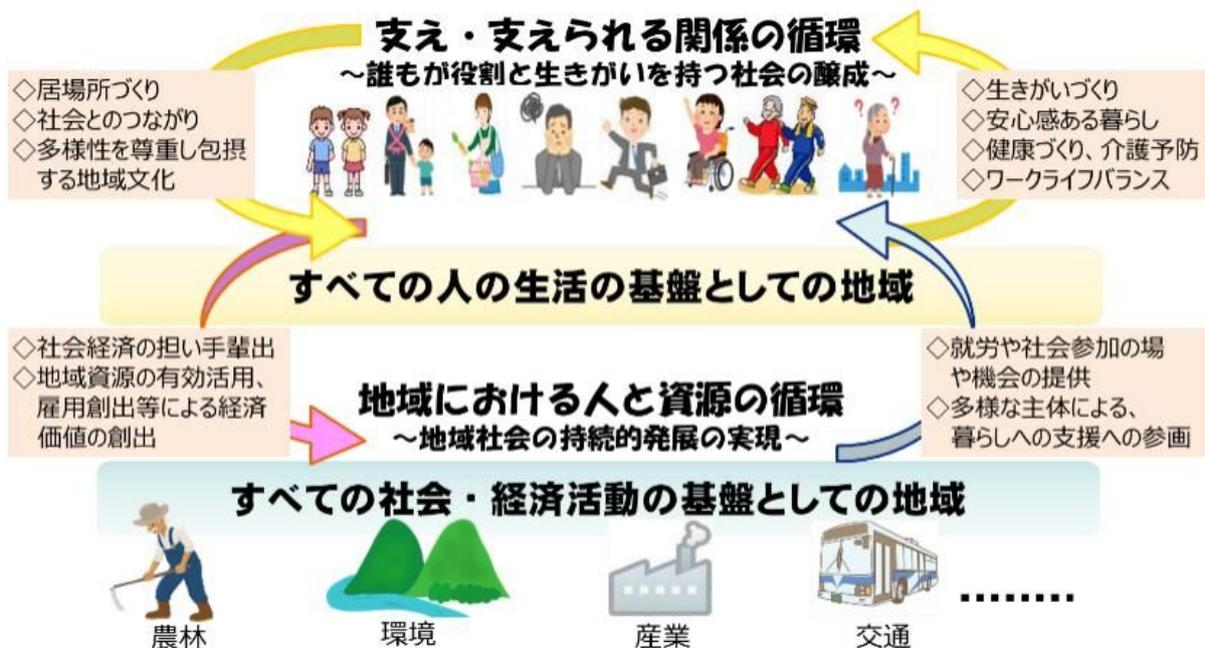
誰もが住み慣れた地域で自分らしく、生きがいをもって暮らすためには、地域の住民同士がお互いの個性や権利を認め合いながら、支え合い助け合うことが必要です。

地域福祉とは、地域社会における福祉課題の解決に向けて、地域住民や活動団体、社会福祉関係者、行政機関など様々な主体が、お互いに協力し合いながら地域の課題に取り組んでいくことをさします。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化などを背景に、地域における人間関係の希薄化や従来の地域福祉活動の担い手不足等が進んでおり、地域で支え合う力は弱まりつつあります。そのような中、地域住民が抱える生きづらさやリスクは複雑化・複合化しています。

このような課題に対応するために、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取り組みが重要です。

目指すべき社会のイメージ



資料 厚生労働省

## 2 地域福祉計画について

### (1) 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少、家族の形の多様化や就労形態の変化により、従来の支え合いだけでは支援が届きにくい場面が増えています。

地域福祉の充実と推進が、これまで以上に重要性を増す中、8050問題やダブルケアなど多様化する福祉の課題に対応するためにも、地域づくりの基盤を整え、人と地域が互いに理解し支え合う関係を広げていくことが求められています。

国においては、社会福祉法の改正によって、地域福祉の推進に関する「地域生活課題」が明確に定義されました。これに伴い、市町村は地域住民や関係機関と協働し、包括的な支援体制づくりに取り組んでいくこととなりました。こうした体制を実現するために、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の充実が求められています。

このような背景を踏まえ、社会情勢や制度の変化に対応するため、本町で令和2年3月に策定した「第3次永平寺町地域福祉計画」が令和7年度に終了することから、新たに「第4次永平寺町地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

## 3 計画の位置づけ

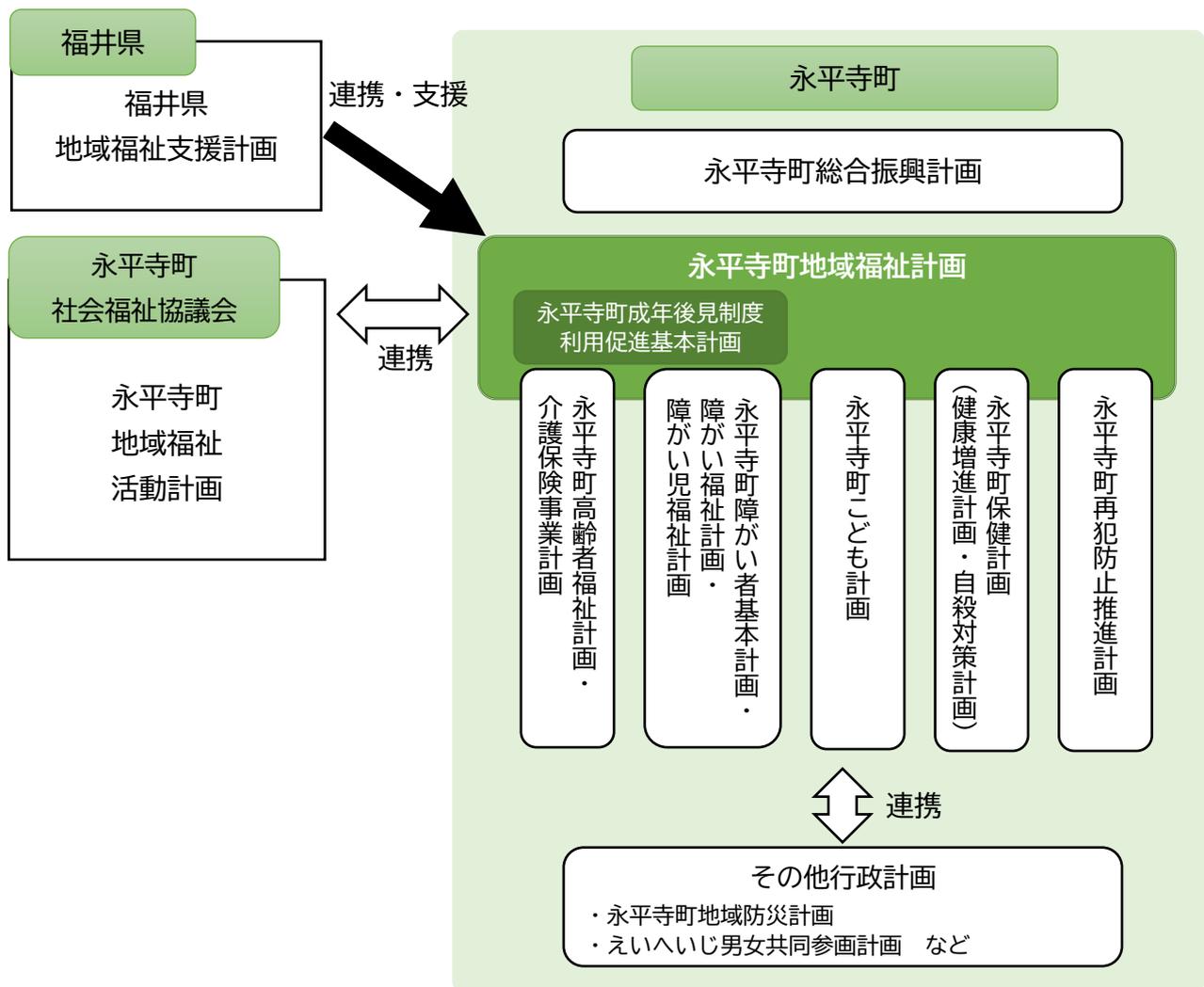
### (1) 法令などの根拠

「第4次永平寺町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けた基本的な方向を定める行政の計画です。

## (2) 他計画との関係

本計画は、「第二次永平寺町総合振興計画」に基づき、「永平寺町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「永平寺町障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「永平寺町こども計画」「永平寺町保健計画（健康増進計画・自殺対策計画）」などの各福祉計画の上位計画とし、関係計画と考え方などの整合性を図りながら推進します。

また、永平寺町社会福祉協議会が策定する「永平寺町地域福祉活動計画」との連携に努めるとともに、福井県が策定した「福井県地域福祉支援計画」などと整合性を図り策定します。



## (3) 地域福祉圏域の考え方

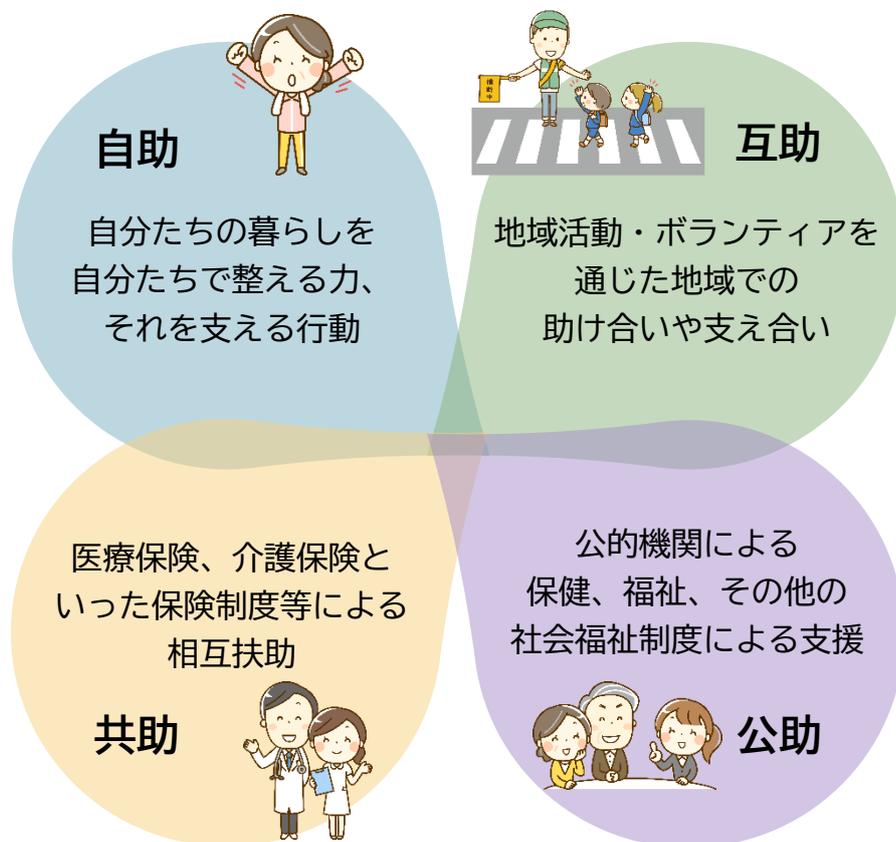
本計画の地域福祉圏域は、普段の暮らしで行動する範囲において日常生活を送るうえで必要な施設が充足されていること、また、地域の状況に応じて柔軟に対応できる区域でなければならないことから、おおむね小学校区域を単位とします。

## 4 地域福祉を進める重要な視点

地域福祉の推進においては、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことが重要です。

個人や家族が取り組む「自助」、近所の町民や地域の団体等による「互助」、専門機関等による「共助」、そして行政等による「公助」という視点による役割分担を基本として、町民の自主的な活動と関係団体の活動や公的サービスが連携・協力し課題解決に取り組むことが必要となります。

### 地域福祉の「4つの助」



## 5 地域福祉の推進に向けた各主体の役割

本計画を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、町民と行政の協働が不可欠です。

また、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズに対応するためには、その地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、福祉事業者などの取り組みも重要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うそれぞれの主体が、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

地域福祉を担うそれぞれの役割・取り組み	
町民	町民は一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に生活する中で、地域で起こる問題に気づき、自分や地域の中で解決するにはどうしたらよいかを考え、日頃から助け合いや支え合いの活動を行います。 『笑顔あふれる やさしいまち』を目指すための取り組みについては、第4章で「みなさんに取り組んでほしいこと」を示しています。
地域	地域の課題解決に主体的に取り組む担い手として地域全体で福祉活動を展開します。 (自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア団体、NPO法人、民間企業など)
福祉事業者・団体	専門機能を活かしつつ、地域団体などと連携した福祉サービスを提供します。 福祉事業者などの関係者は、専門職としての視点で地域福祉の支援を行います。
町社会福祉協議会	福祉の普及啓発やボランティア活動を含めた地域福祉活動の支援、社会福祉事業への協力、相談援助、福祉課題の調査や研究などを行います。

行政の役割・取り組み	
行政	町は、本計画に示す施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めます。町民が抱える地域福祉の課題に対し、福祉サービス基盤整備と利用促進、福祉のまちづくりに必要な環境整備を関係機関や地域組織等と連携を図りながら進めていきます。

## 6 本計画に包含する関連計画について

### (1) 成年後見制度利用促進計画

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約等の法律行為を行うことが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした判断能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

しかし、成年後見制度は、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、これまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は一層高まることから、成年後見制度の利用の促進が求められています。

本町においても、認知症高齢者や精神障がいのある方等の増加、家族のあり方の変化等を背景に、今後、成年後見制度の利用の更なる増加が見込まれることから、支援を必要とする人が適切に制度につながり、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定します。

## 7 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 13年度 (2031年度)
永平寺町総合振興計画	第2次	次期計画				
永平寺町地域福祉計画	本計画（第4次計画）					次期計画
永平寺町地域福祉活動計画 (永平寺町社会福祉協議会)	第3次					次期計画
永平寺町障がい者基本計画	第4次	第5次				
永平寺町障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第7期	第8期			第9期	
	第3期	第4期			第5期	
永平寺町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期	第10期			第11期	
永平寺町こども計画	第1期				次期計画	
永平寺町保健計画 (健康増進計画・自殺対策計画)	第3次					次期計画
永平寺町再犯防止推進計画	第1期			次期計画		

## 8 SDGsの推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられており、17の目標と169のターゲットで構成されています。

本計画においても「1 貧困をなくそう」をはじめ、以下の8個の目標を意識して地域福祉を推進します。

### 本計画に関連するSDGsの目標

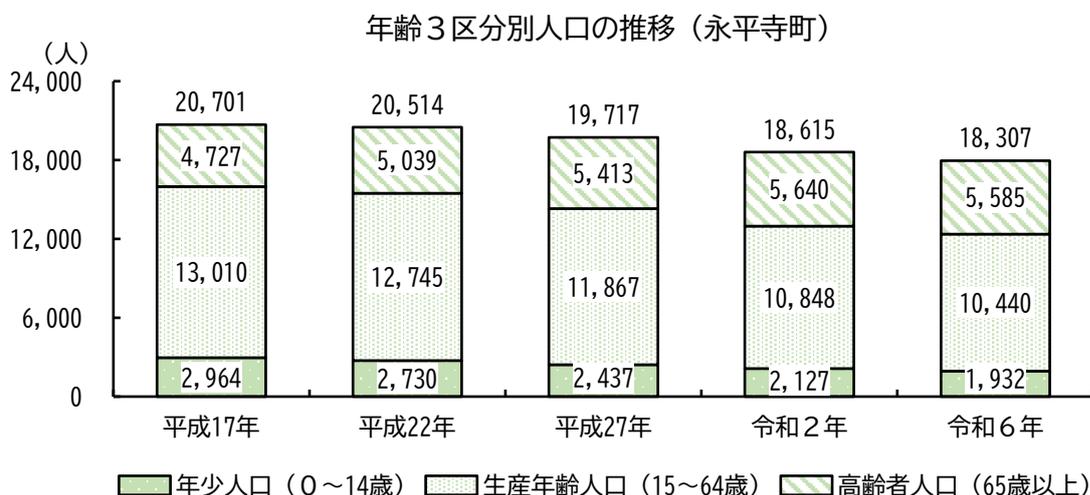


資料：国連広報センター

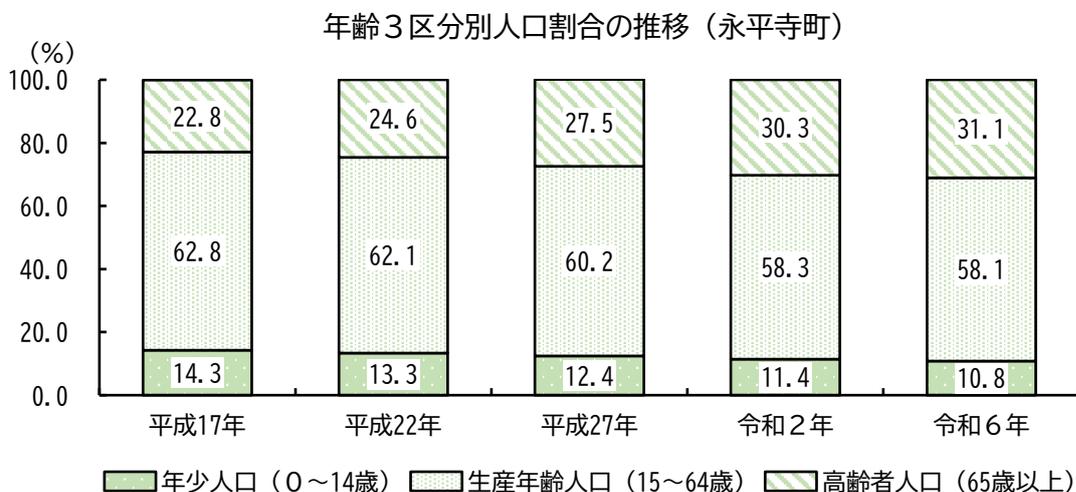
1 人口などの推移

(1) 少子高齢化の進行

本町の総人口は、年々減少し、令和6（2024）年で18,307人となっています。年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は総人口の推移同様、減少していますが、高齢者人口割合（65歳以上）は増加が続いており、令和6（2024）年には年少人口が10.8%、生産年齢人口が58.1%、高齢者人口が31.1%と少子高齢化が進行しています。

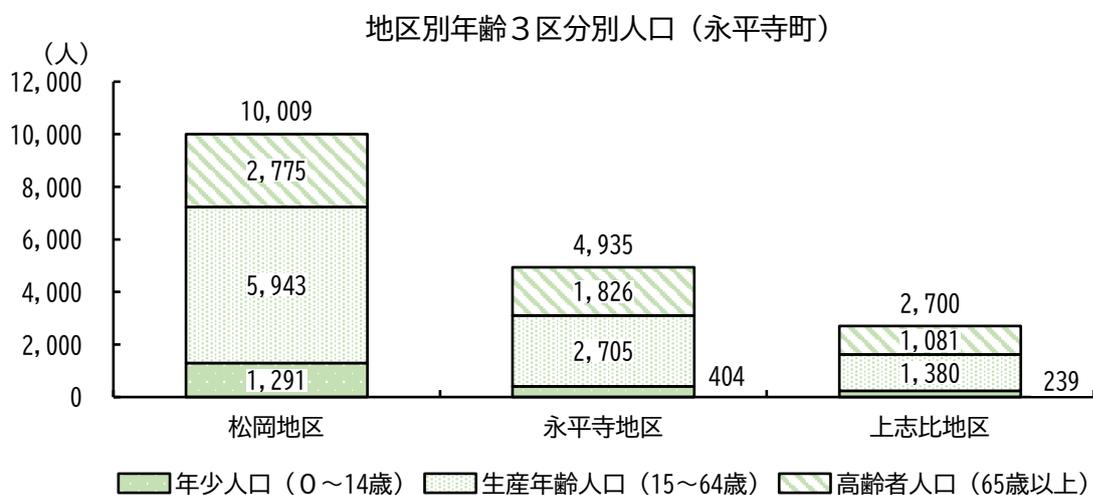


資料：国勢調査、令和6年のみ福井県の推計人口（令和6年10月1日現在）  
 ※総数には年齢不詳を含みます。

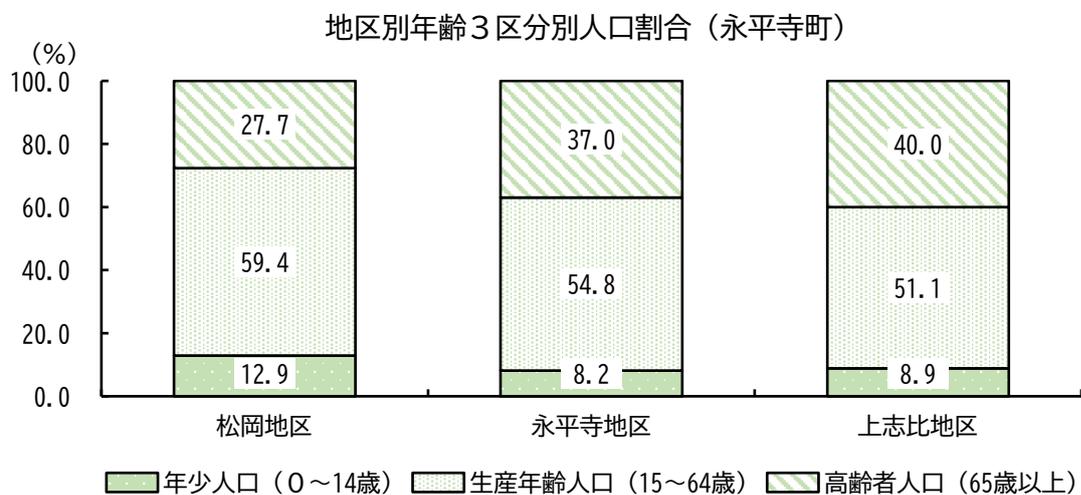


資料：国勢調査、令和6年のみ福井県の推計人口（令和6年10月1日現在）  
 ※人口割合は総数から年齢不詳を除いて算出しています。

また、地区別に年齢3区分別人口割合をみると、松岡地区を除く2地区の高齢者人口は30%を超えており、永平寺地区・上志比地区の高齢化が進んでいるといえます。



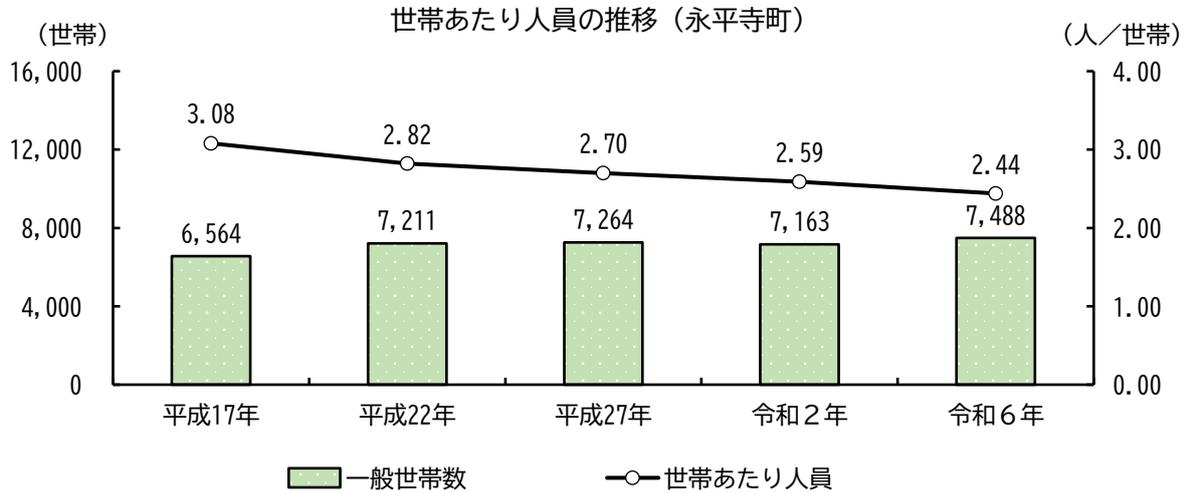
資料：住民基本台帳（令和7年1月1日現在）



資料：住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

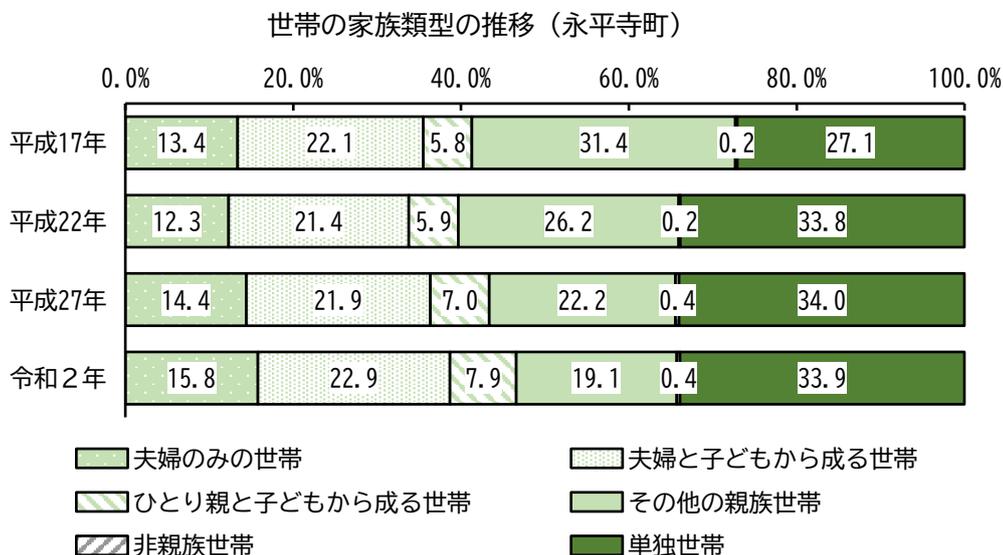
## (2) 家族形態の変化

一般世帯数は増加傾向にありますが、世帯あたり人員は平成17（2005）年には3.08人でしたが、年々減少し、令和6（2024）年には2.44人となっています。

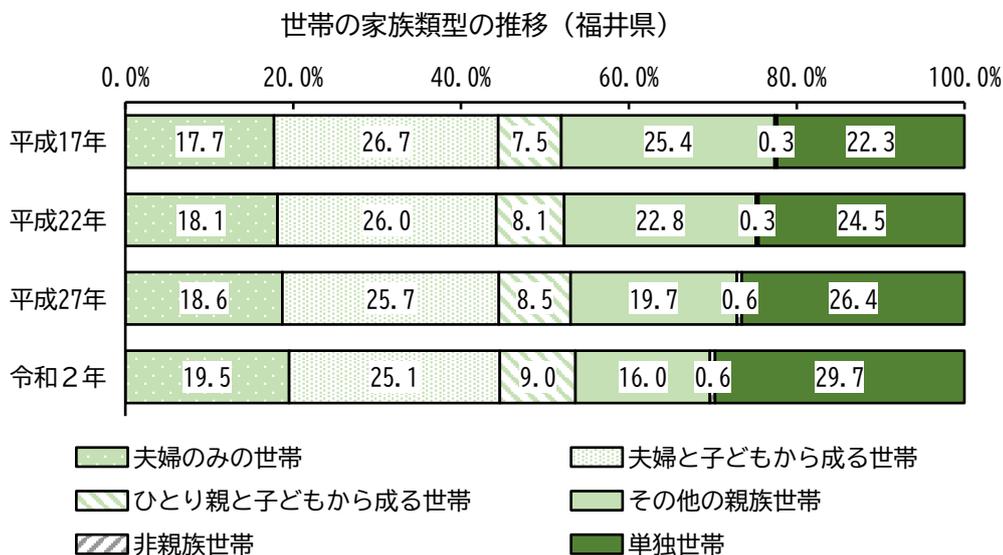


資料：国勢調査、令和6年のみ福井県の推計人口（令和6年10月1日現在）

世帯の家族類型をみると、3世代世帯を含むその他の親族世帯が減少しており、単独世帯・夫婦のみの世帯・ひとり親と子どもから成る世帯が増加しています。令和2（2020）年では単独世帯が永平寺町で33.9%、福井県で29.7%と高くなっています。



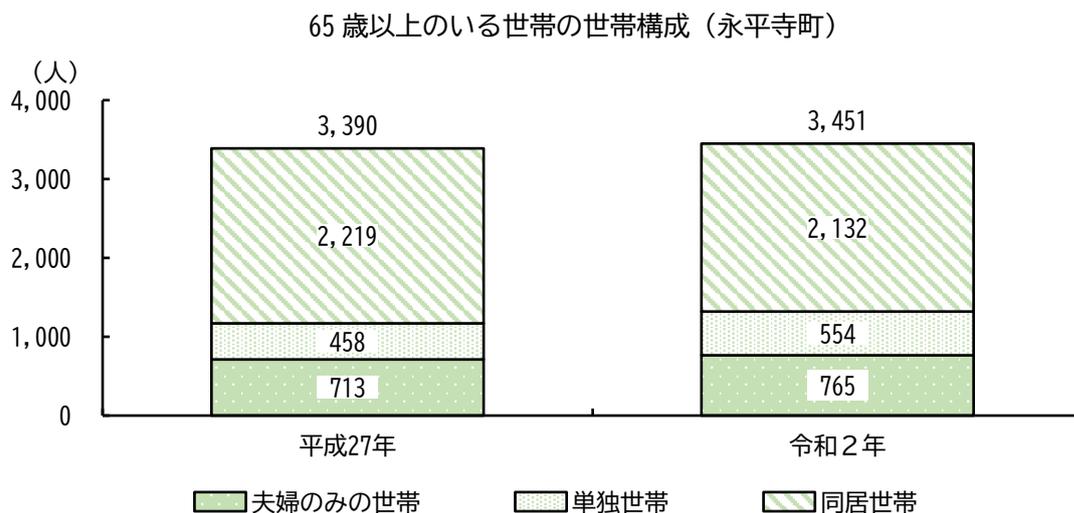
資料：国勢調査福井県独自集計（平成17年～平成27年）、国勢調査（令和2年）



資料：国勢調査福井県独自集計（平成17年～平成27年）、国勢調査（令和2年）

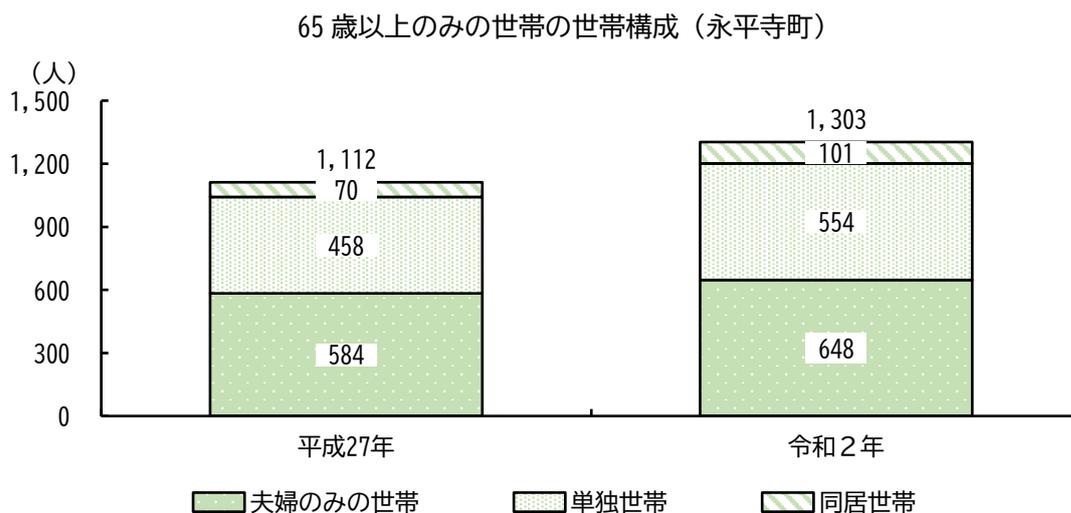
### (3) 高齢者世帯の状況

65歳以上世帯員のいる一般世帯数は、平成27（2015）年と比較すると、令和2（2020）年は3,451世帯で増加しています。世帯構成別にみると、夫婦のみの世帯、単独世帯が増加しています。



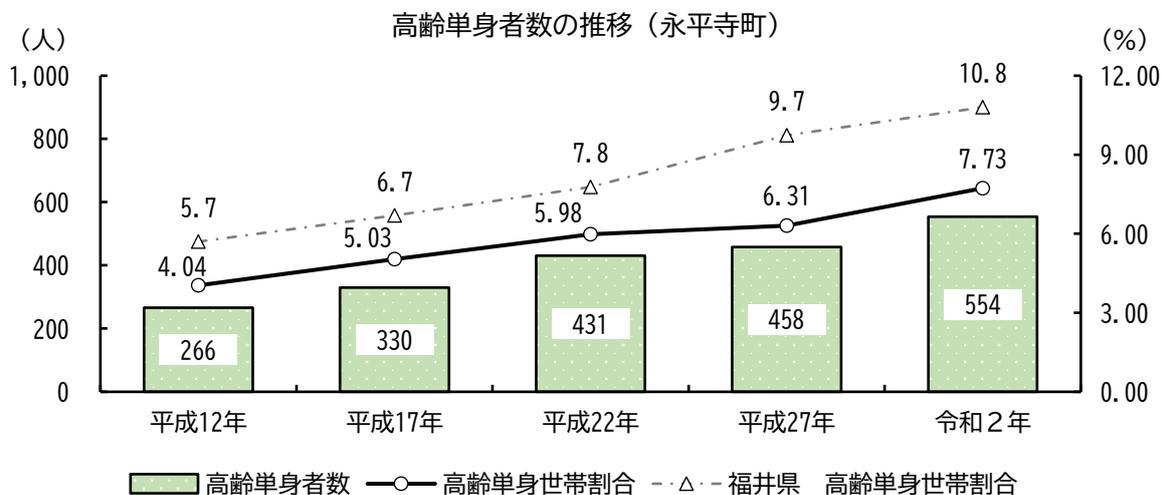
資料：総務省統計局国勢調査結果

65歳以上世帯員のみの世帯数は、平成27（2015）年と比較すると、令和2（2020）年は1,303世帯で増加しています。世帯構成別にみると、すべての世帯において増加しています。



資料：総務省統計局国勢調査結果

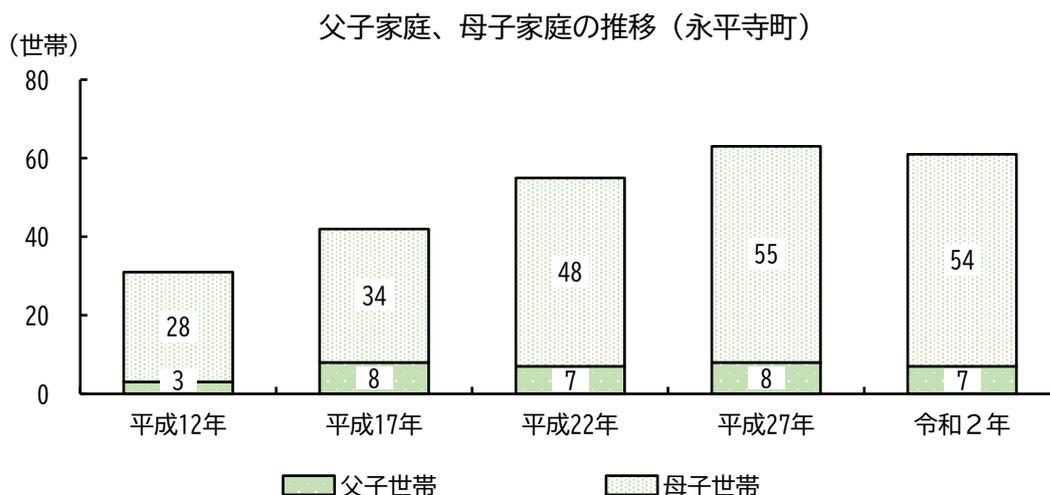
また、高齢単身者数をみると、年々増加しています。一般世帯に占める割合も増加していますが、福井県より低い値で推移しています。



資料：永平寺町 国勢調査福井県独自集計（平成17年～平成27年）、国勢調査（令和2年）  
福井県 国勢調査

#### （４）ひとり親世帯の状況

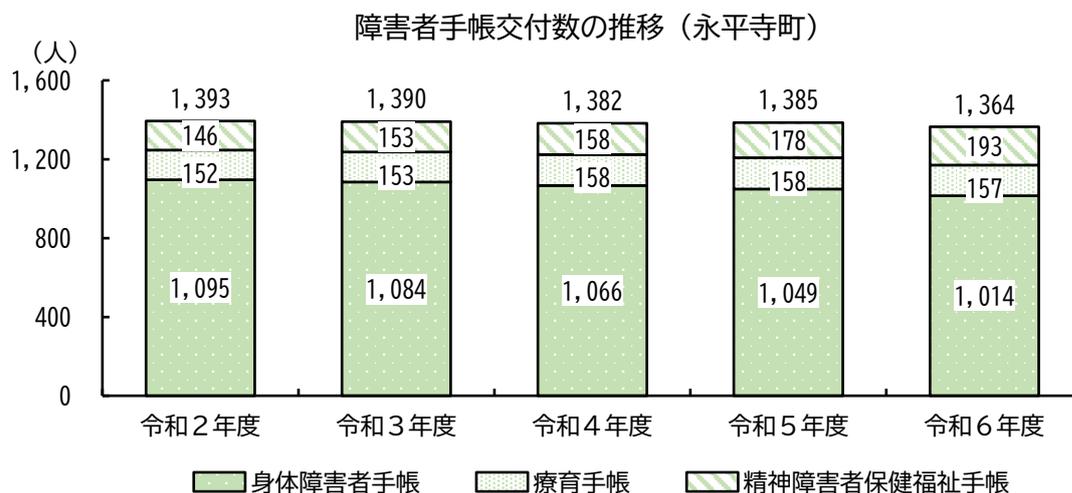
ひとり親世帯数は、平成27（2015）年まで増加傾向にありましたが、令和2（2020）年には父子家庭が7世帯、母子家庭が54世帯とほぼ横ばいになっています。



資料：国勢調査福井県独自集計（平成17年～平成27年）、国勢調査（令和2年）

## (5) 障がいのある人の状況

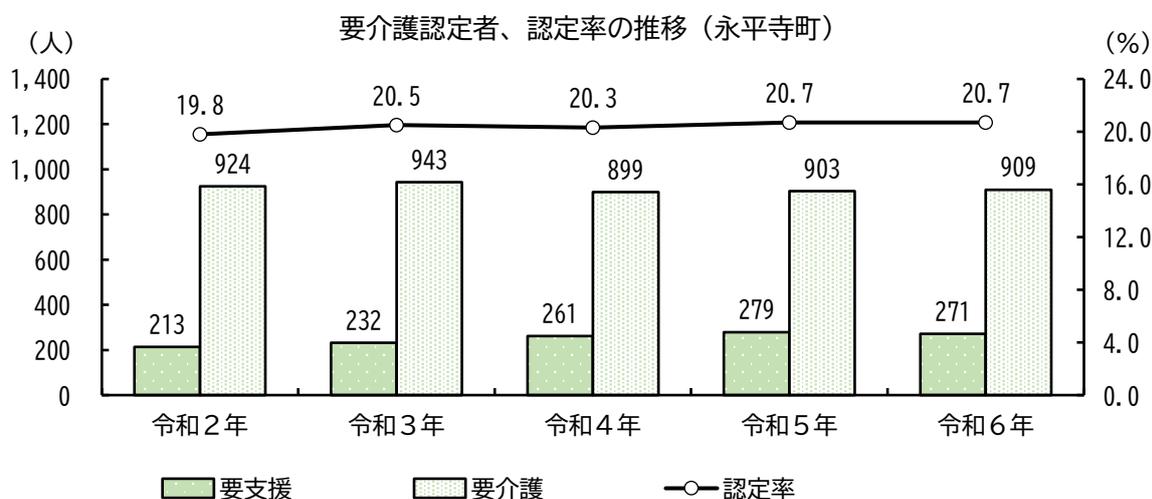
障害者手帳の交付数をみると、身体障害者手帳は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて約1.3倍、47人の増加となっています。



資料：福祉保健課

## (6) 要介護認定者の状況

要支援認定者数は増加傾向にあり、令和6（2024）年には271人となっています。一方、要介護認定者数は909人で令和2（2020）年と比較すると減少しています。また、認定率はほぼ横ばいで推移しており、令和6（2024）年は20.7%となっています。



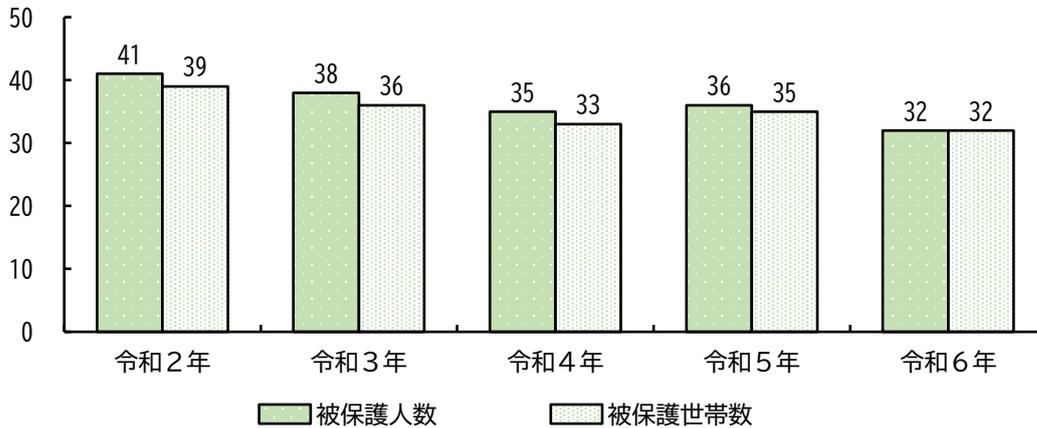
資料：介護保険事業状況報告（月報、各9月末）

## (7) 生活保護の状況

生活保護の受給状況は、被保護人員、被保護世帯ともに減少傾向にあります。

生活保護の受給状況の推移（永平寺町）

（被保護人数：人、被保護世帯数：世帯）



資料：福祉保健課（毎年4月1日現在）

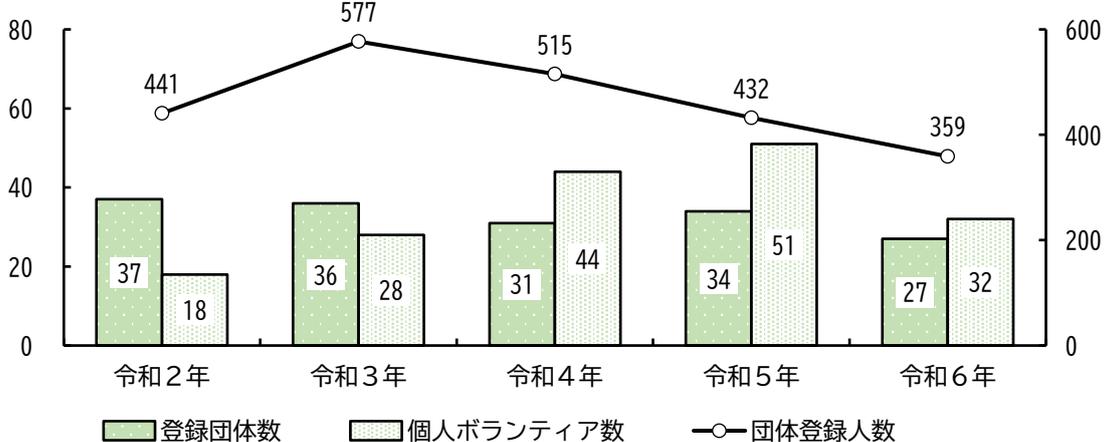
## (8) ボランティアの状況

ボランティアセンターに登録している団体は、令和2（2020）年以降減少傾向で推移しており、個人ボランティア数は、令和2年から令和5年にかけて増加していましたが、令和6年は減少しています。また、団体登録人数は令和3年以降減少しています。

ボランティアセンターへの登録状況の推移（永平寺町）

（団体：件、個人：人）

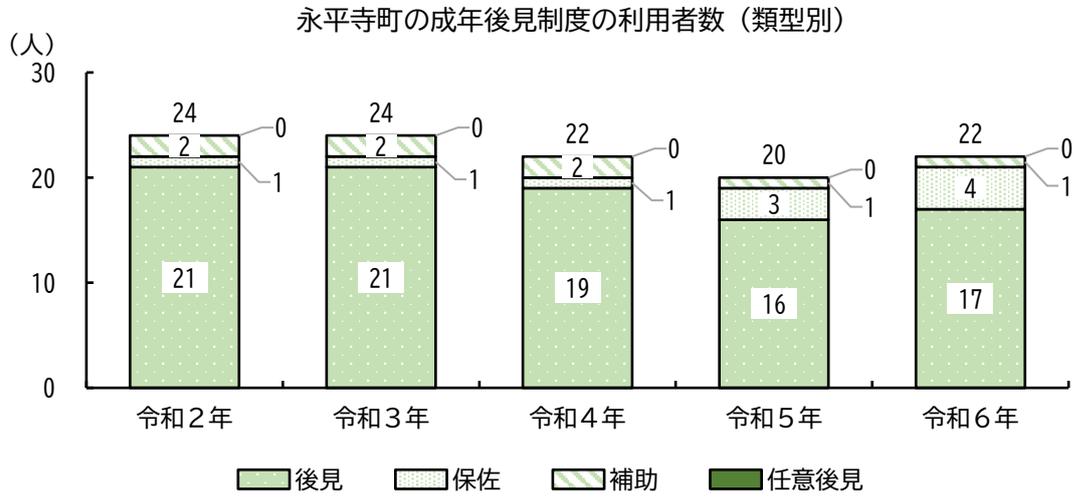
（団体登録人数：人）



資料：永平寺町ボランティアセンター運営委員会（各年3月末現在）

## (9) 成年後見制度の状況

成年後見制度の利用者数は、令和3年から令和5年にかけて減少していましたが、令和6年に増加し22人となっています。



## 2 アンケート調査結果からみる地域福祉に関する住民意識

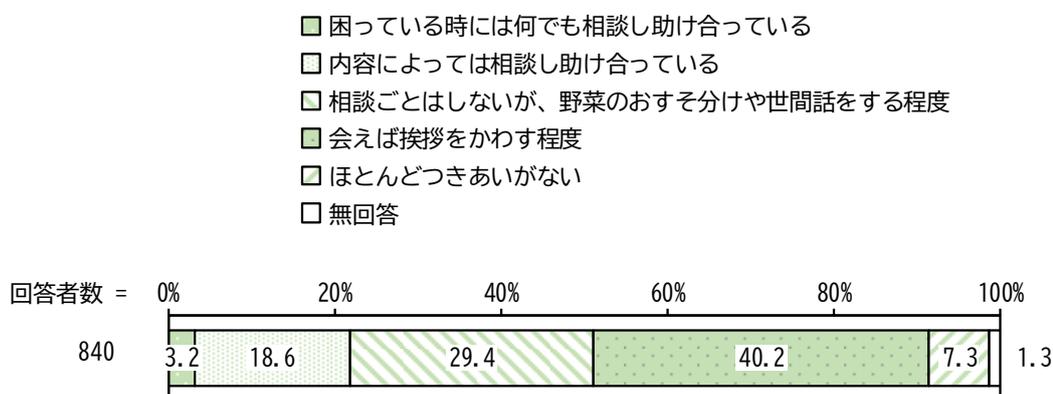
住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聴きし、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

調査対象者 : 永平寺町在住の18歳以上の住民  
対象数 : 2,000人  
調査期間 : 令和7年1月16日～令和7年2月6日  
調査方法 : 郵送による配布・回収  
回収状況 : 840件（有効回収率42.0%）

### (1) 近所づきあいについて

近所づきあいについて、「会えば挨拶をかわす程度」の割合が40.2%と最も高く、次いで「相談ごとはしないが、野菜のおすそ分けや世間話をする程度」の割合が29.4%、「内容によっては相談し助け合っている」の割合が18.6%となっています。また、「ほとんどつきあいがいい」の割合が7.3%となっています。

近所づきあいについて（単数回答）

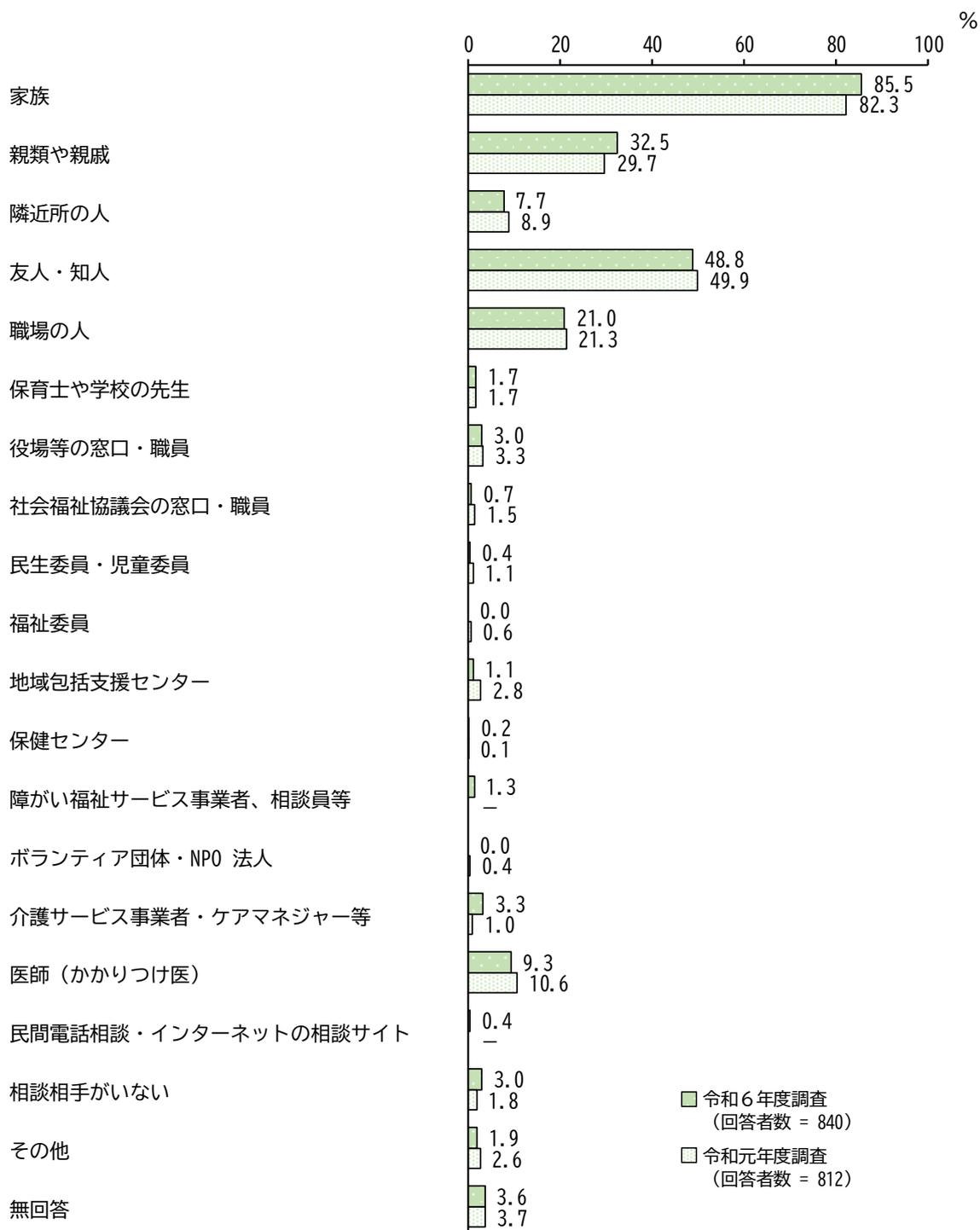


## (2) 相談相手について

毎日の暮らしの中で困ったり、不安を感じたときの相談相手について、「家族」の割合が85.5%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が48.8%、「親類や親戚」の割合が32.5%となっています。また、「相談相手がない」の割合が3.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

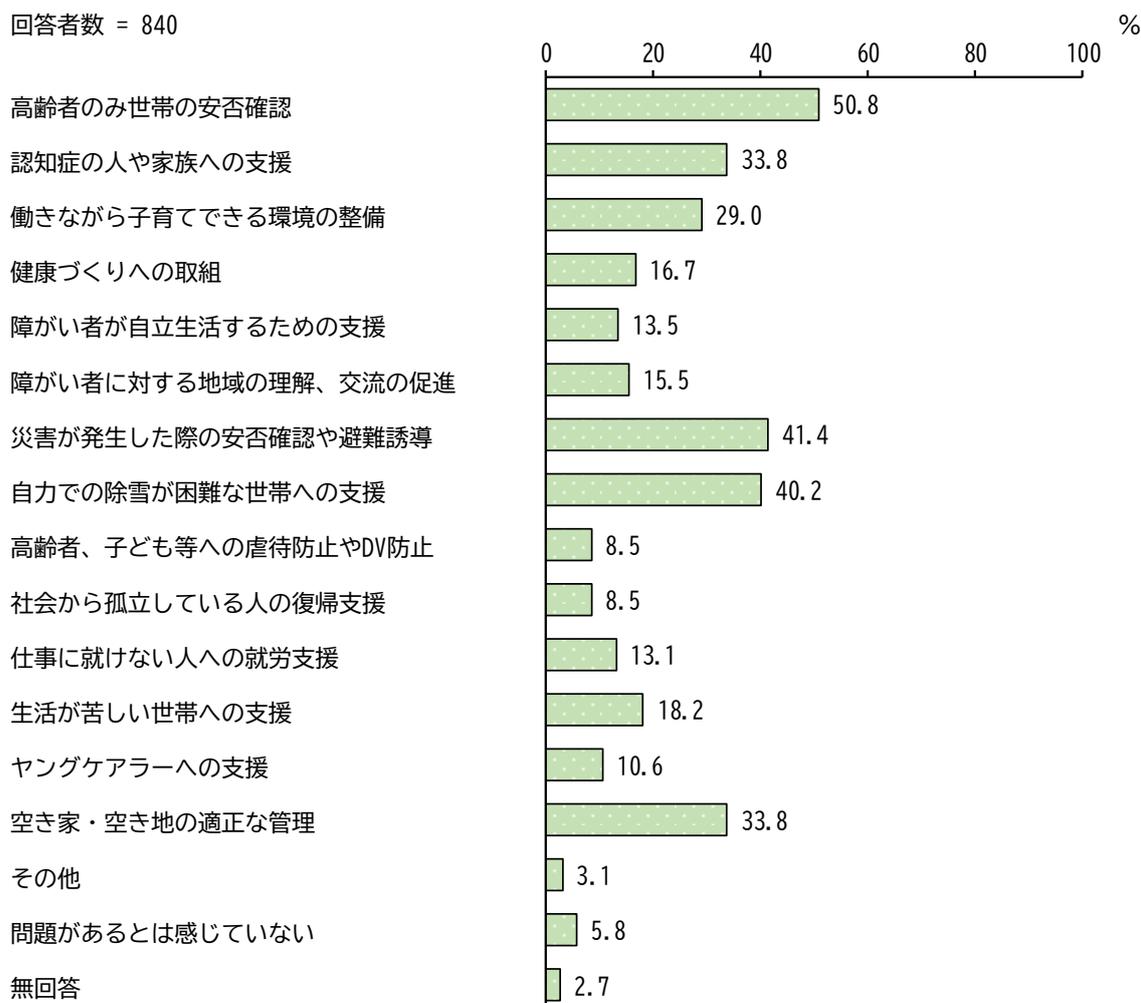
相談相手について（回答は3つまで）



### (3) 地域で安心して生活していくための課題について

地域で安心して生活していくための課題について、「高齢者のみ世帯の安否確認」の割合が50.8%と最も高く、次いで「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」の割合が41.4%、「自力での除雪が困難な世帯への支援」の割合が40.2%となっています。また、「問題があるとは思っていない」の割合が5.8%となっています。

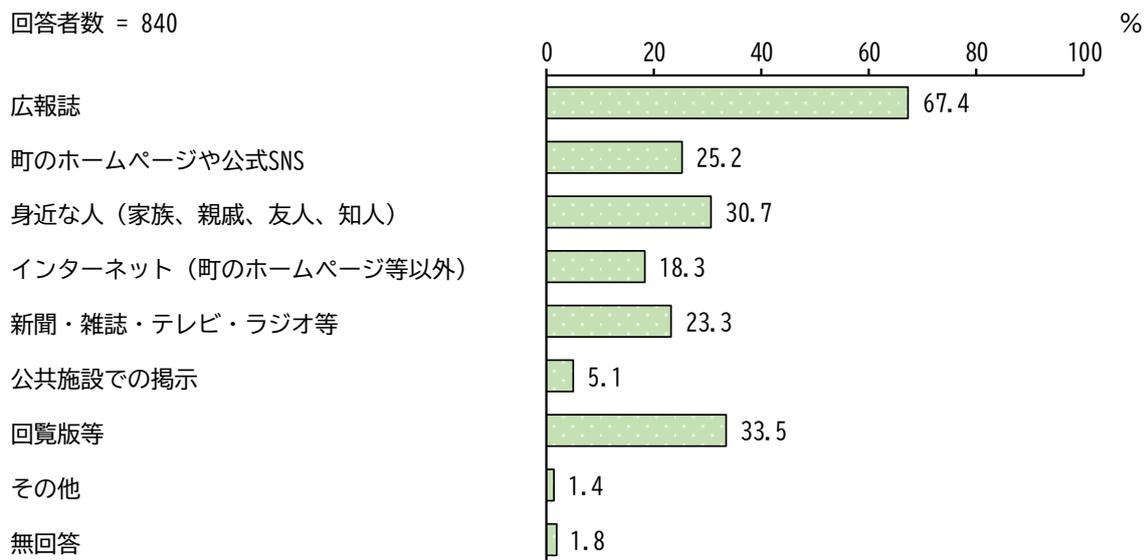
地域で安心して生活していくための課題（回答はいくつでも）



#### (4) 保健・福祉サービスに関する情報の入手先について

保健・福祉サービスに関する情報の入手先について、「広報誌」の割合が67.4%と最も高く、次いで「回覧版等」の割合が33.5%、「身近な人（家族、親戚、友人、知人）」の割合が30.7%となっています。

保健・福祉サービスに関する情報の入手先（回答はいくつでも）



#### (5) ここ1年間の地域活動（町内行事、公民館活動、ボランティア活動、サロン等）への参加について

地域活動への参加状況について、「はい（参加経験がある）」の割合が56.9%、「いいえ（参加経験がない）」の割合が41.8%となっています。

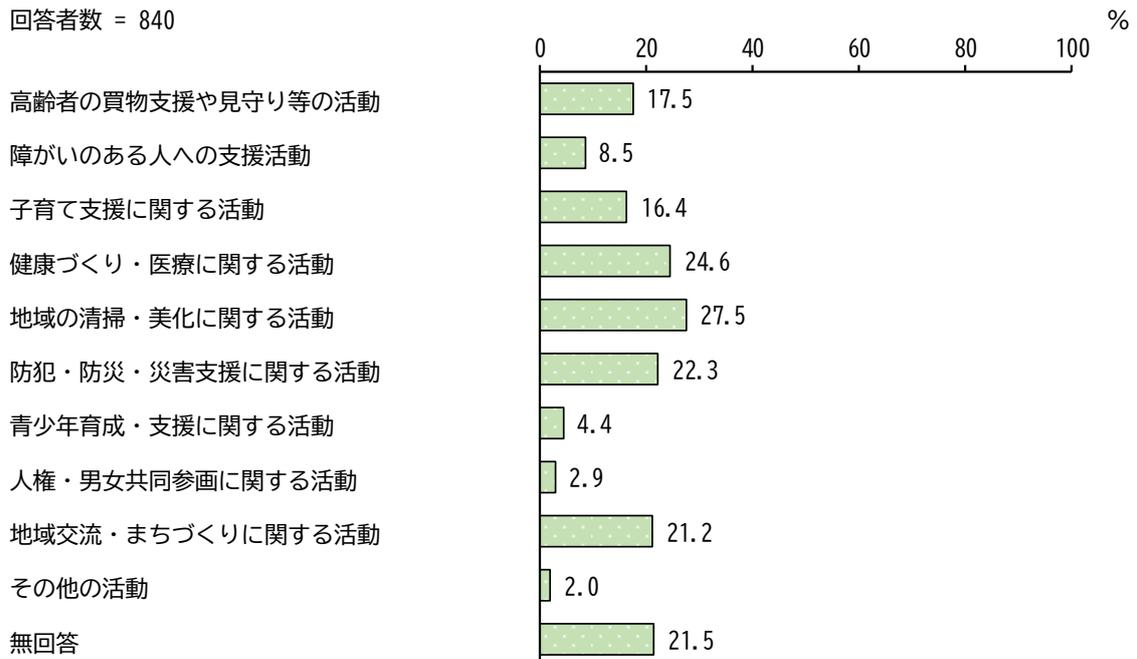
地域活動への参加状況（単数回答）



## (6) 福祉に関わる地域活動やボランティア活動への参加について

福祉に関わる地域活動やボランティア活動に参加したいと思うかについて、「地域の清掃・美化に関する活動」の割合が27.5%と最も高く、次いで「健康づくり・医療に関する活動」の割合が24.6%、「防犯・防災・災害支援に関する活動」の割合が22.3%となっています。

参加したい地域活動やボランティア活動（回答は3つまで）

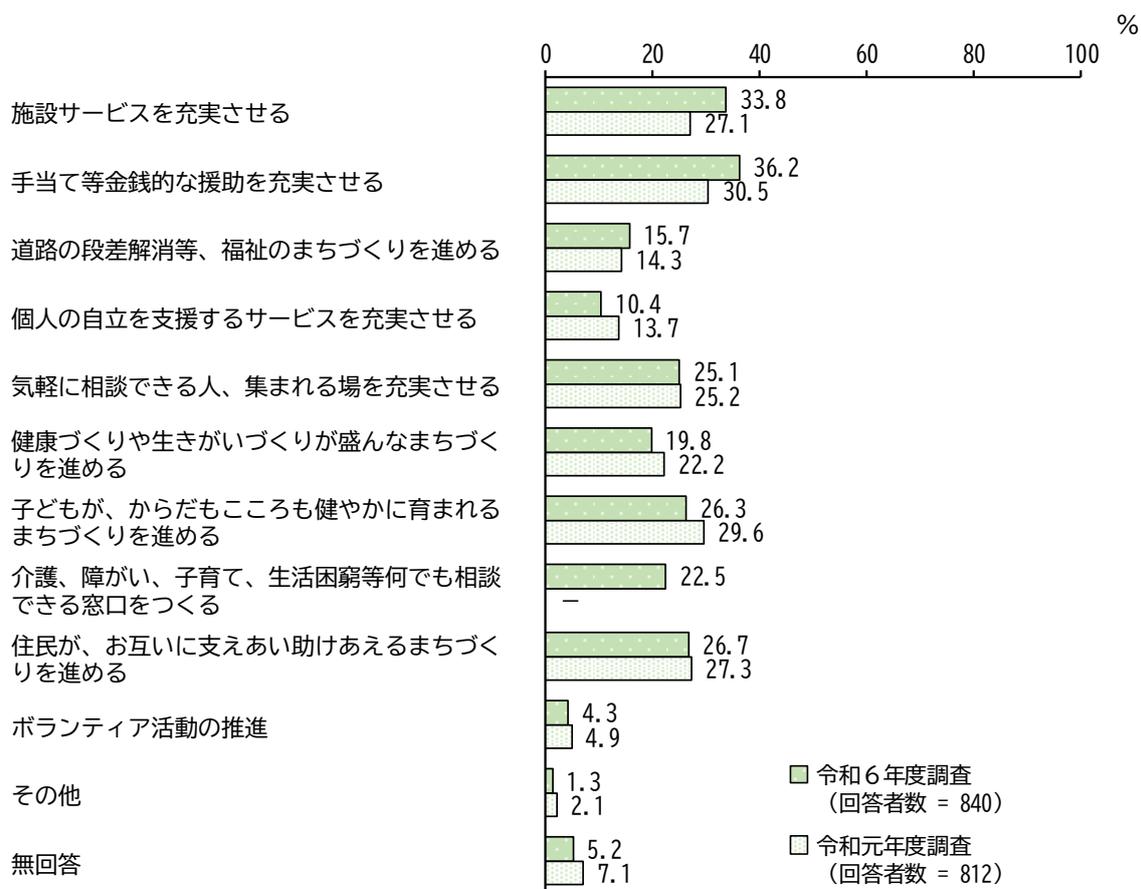


## (7) 住み慣れた地域で安心して暮らすための福祉のあり方について

住み慣れた地域で安心して暮らすための福祉のあり方について、「手当て等金銭的な援助を充実させる」の割合が36.2%と最も高く、次いで「施設サービスを充実させる」の割合が33.8%、「住民が、お互いに支えあい助けあえるまちづくりを進める」の割合が26.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「施設サービスを充実させる」「手当て等金銭的な援助を充実させる」の割合が増加しています。

住み慣れた地域で安心して暮らすための福祉のあり方（回答は3つまで）

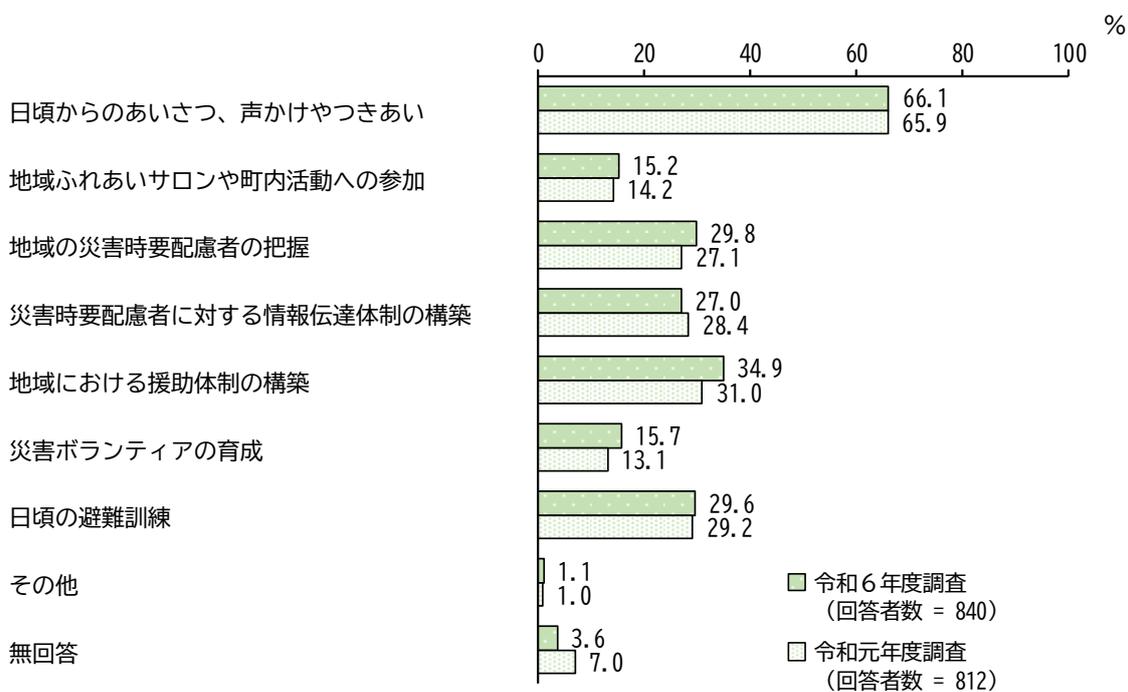


## (8) 災害時における助け合いについて

災害時における助け合いを行ううえで、重要なことについて、「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」の割合が66.1%と最も高く、次いで「地域における援助体制の構築」の割合が34.9%、「地域の災害時要配慮者の把握」の割合が29.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

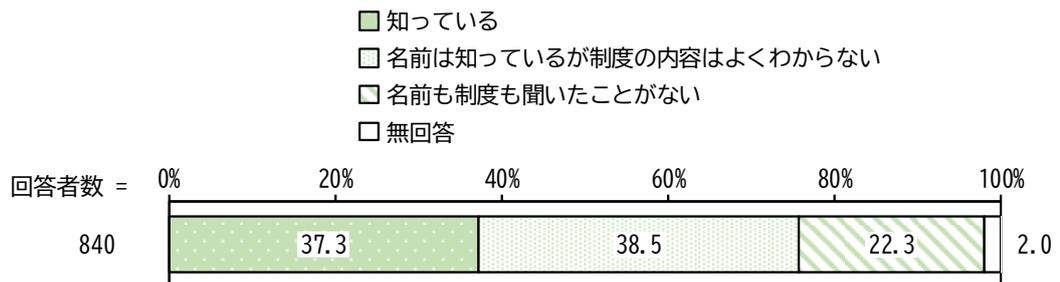
災害時における助け合いを行ううえで、重要なこと（回答は3つまで）



## (9) 成年後見制度の認知度について

成年後見制度の認知度について、「知っている」の割合が37.3%、「名前は知っているが制度の内容はよくわからない」の割合が38.5%、「名前も制度も聞いたことがない」の割合が22.3%となっています。

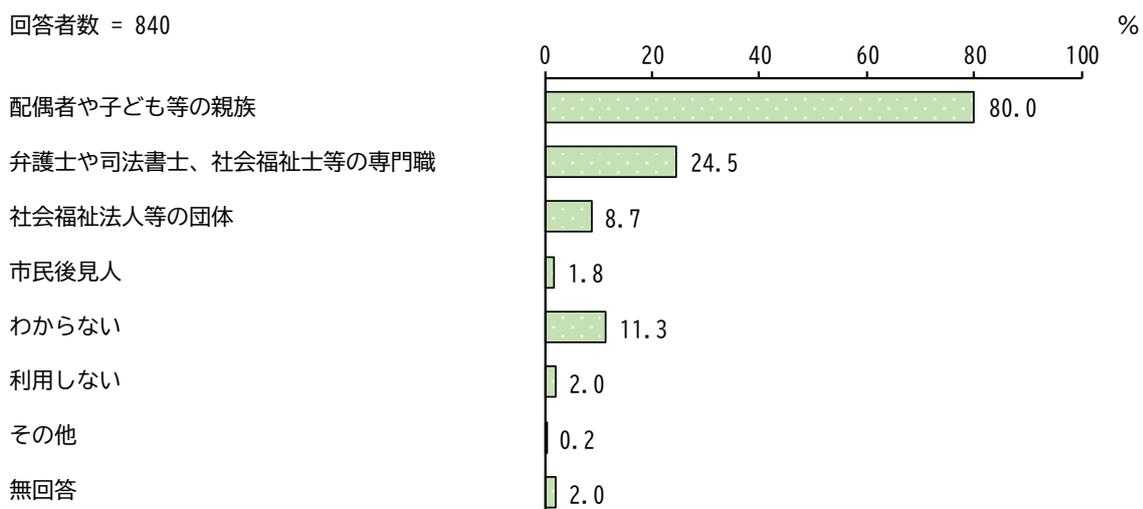
成年後見制度の認知度（単数回答）



## (10) 後見人として希望する人について

将来的にあなた自身の判断能力が不十分になり、成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になってほしいかについて、「配偶者や子ども等の親族」の割合が80.0%と最も高く、次いで「弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職」の割合が24.5%、「わからない」の割合が11.3%となっています。

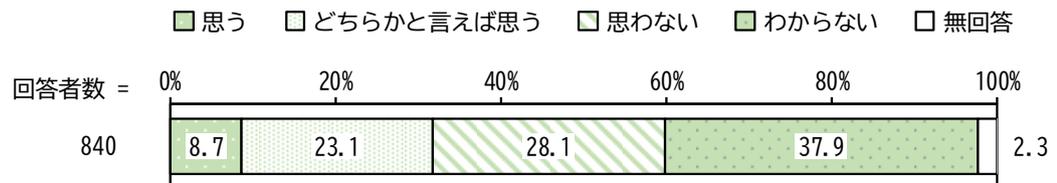
後見人として希望する人（回答はいくつでも）



## (11) 犯罪をした人の立ち直りへの協力について

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについて、「思う」の割合が8.7%、「思わない」の割合が28.1%となっています。

犯罪をした人の立ち直りへの協力（単数回答）



### 3 意見交換会まとめ

#### (1) 意見交換会の概要

本計画の策定にあたって、永平寺町で福祉活動に関わる方の意見を計画に反映するため、意見交換会を開催し、その内容をまとめました。

- 開催日 : 令和7年7月10日
- 開催場所 : 福井県立大学多目的ホール
- 参加者 : 永平寺町の民生委員・児童委員及び福祉委員 計 28人
- 実施方法 : 地域ごとに分かれグループワークを実施

#### (2) 意見交換会で寄せられた意見

	意見交換会から得られた課題	課題解決に向けてどんな取り組みがあるといいか
高齢者を 取り巻く環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の一人暮らし、高齢者の親と息子のみの世帯の増加</li> <li>○高齢者の運転の不安</li> <li>○ひとり暮らしの方の緊急時の対応</li> <li>○高齢化で周りに相談できる相手がいない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティバスなど利便性の向上</li> <li>○緊急通報装置の周知</li> <li>○LINEを使った情報共有</li> </ul>
住宅環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校卒業後の若い世代の県外への流出</li> <li>○空き家や放置田畑の増加</li> <li>○自宅の管理（草刈・掃除など）が出来ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学の学生や先生に永平寺町に永住してもらう</li> <li>○団地や集合住宅を増やす</li> <li>○企業やショッピングセンターの誘致</li> <li>○遊休施設の有効活用</li> <li>○災害時の安全な避難所を作る</li> </ul>
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の行事やイベントの減少</li> <li>○地域の団体、グループの解散</li> <li>○地域活動への参加率の低下（高齢者・働き盛り世代）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベントや催しを積極的に行う</li> <li>○お祭りなど今ある行事を継続する</li> </ul>
担い手不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区の役員の担い手不足</li> <li>○民生委員の役割が多く負担がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員の担い手不足に対し、大学生に協力してもらう</li> <li>○担当地区の広域化</li> </ul>
子どもを 取り巻く環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新しい住宅地では子どもは多いが、事故のリスクがある</li> <li>○子どもへ声かけがしにくい環境</li> <li>○子どもが外で遊ぶ機会が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつ運動をする</li> </ul>
孤立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひきこもり世帯への関わり方</li> <li>○住民同士の関係の希薄化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもや高齢者に限らず、誰もが集まれる場や行事を作る</li> <li>○地区行事参加への声かけ</li> </ul>

## 4 現状からみる新たな地域福祉課題

統計データ、住民アンケート調査、意見交換会、事業評価シートから見えてきた課題は以下のとおりです。

### 課題1 地域でのつながりや交流機会の減少について

少子高齢化、人口減少社会が急速に進展する中、家族や就労の形態の変化、ライフスタイルの多様化等により、地域ではこれまで以上に住民同士のつながりの希薄化が進んでいます。また、高齢者単身世帯や老々世帯の増加により支援を必要とする人が増えています。

本町では、地域の支え合いに関心が高い年代層へのアプローチをするとともに、関心の低い年代層に対して支え合いの意識を高める必要があります。地域の交流ができる居場所づくりや世代間交流ができる機会の場を充実し、住民同士がつながる関係を築けるよう支援が必要です。

### 課題2 地域活動の担い手不足について

地域活動やボランティア活動は、自発的に支え合う心に基づく貴重な活動であり、地域の多様な福祉課題を解決するためには、欠かせないものです。

しかし、地域の役員、委員などの担い手不足や見守り支援の担い手が高齢化する中で、新たな人材確保が困難であることも課題として挙げられます。

地域福祉の活動を担う関係機関が連携するとともに、地区の各種委員が集まり情報交換や地域課題について話し合いの場を持つなどネットワークをつくり、担い手の定着に向けた施策を整備する必要があります。

### 課題3 福祉に関する情報発信について

町民に地域の現状や福祉に関する活動について興味を持ってもらうには、情報発信を充実させていく必要があります。また、デジタル技術を活用し、多分野間での情報共有や効率的な支援活動を実現することで、福祉サービスの質の向上が期待できます。

情報の入手手段が多様化する中、町民に必要な情報が確実に届くよう、年齢に合わせた情報発信方法の検討が必要です。

#### 課題4 相談の複雑化・重層化への対応と支援について

複雑化、重層化した課題を抱えた相談者が増加する中で、医療・保健・福祉など組織を横断したネットワーク化や誰もが相談できる相談支援体制の構築が必要です。

障がいのある人や生活困窮、ひきこもり等の課題に対し、各機関が連携できる支援体制づくりと対応の強化が必要です。また、問題の早期発見や継続した支援を図るため、アウトリーチ支援や就労支援など社会参加に向けた取り組みが必要です。

#### 課題5 成年後見制度の周知と利用について

自分らしい生き方を支える仕組みをつくるためには、地域全体で相談支援や権利の擁護に取り組むことが重要です。現在、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、物事を判断する能力が十分でない人の支援が必要なケースが増加しており、今後も成年後見制度利用者は増加が見込まれます。

しかし、成年後見制度についての認知度が低い状態であるため、「ふくい嶺北成年後見センター」と連携し、成年後見制度利用促進のための周知啓発を図る必要があります。認知症の人や障がいのある人等が不利益を被ることなくサービスを利用できるような体制づくりが重要です。

#### 課題6 安心安全に生活していくための福祉について

安心安全に生活していくためには、支援を必要とする人と支援者がともに、日頃から地域とのつながりを持ち状況を把握することで早期の支援につなげることが重要となります。

住民一人ひとりが健やかに暮らしていけるように、安否確認や除雪支援、急病時の通報や災害時における要配慮者の避難支援体制の強化が必要です。また、住民が地域課題を解決できるよう支え合いの意識を高める必要もあります。

## 1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人、生活上の問題を抱えている人など様々な人が生活し、また町民一人ひとりの価値観や福祉ニーズもそれぞれの立場や環境によって大きく異なります。また、近年では、複雑化・複合化した福祉課題への対応も求められています。

本計画では、国が掲げる「地域共生社会の実現」を目指し、世代や障がいの有無、経済状況にかかわらず、誰もが地域の中で尊重され、安心して暮らせる社会を引き続き目指し、第3次計画の基本理念「笑顔あふれる やさしいまち」を継承し、町民が地域での交流や日常生活の中でお互いに支え合うことで、町で暮らすすべての人の笑顔があふれるやさしいまちを実現することを目指します。

## 【 基 本 理 念 】

笑顔あふれる やさしいまち

## 2 基本目標

### (1) 地域で支え合う土台づくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、そこに暮らす人たちが互いの個性を尊重し、認め合い、思いやりの心を持って支え合うことが大切です。

福祉について学ぶ機会や、多くの人と交流する機会づくりを進め、多様性を尊重し、人権を大切にすることを育み、地域福祉活動の担い手を育成します。

また、地域福祉活動団体のネットワークを強化し、連携した取り組みを進め、支え合い活動の基盤を整備します。

### (2) 包括的相談支援体制の充実

地域住民が抱える問題が複雑化・複合化する中、既存の相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るとともに、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援に関する事業を実施します。

また、認知症や障がいなどの理由で判断能力が十分でない人とその家族を支援するため、成年後見制度の周知や利用の促進を図るなど、個々の状況に応じた包括的相談支援体制を構築します。

### (3) 安心・安全に暮らせるまちづくり

安心して住み続けることができるまちを目指し、防災対策や防犯・交通安全対策を推進します。

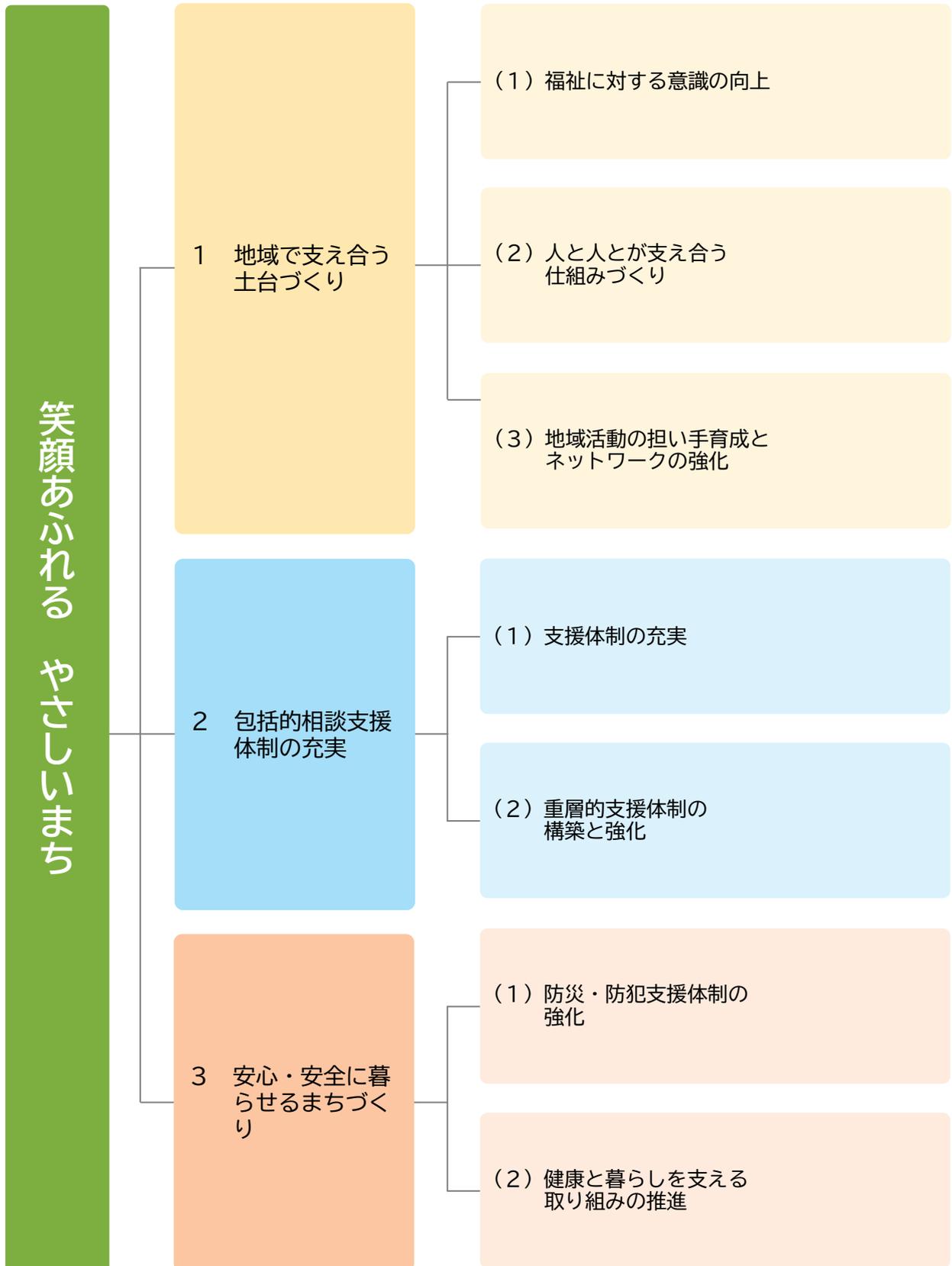
また、関係機関が連携し、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組むとともに、将来にわたって住み慣れたまちで住み続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化、健康づくりの取り組みの充実など、福祉のまちづくりの推進を図ります。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]



## 1 地域で支え合う土台づくり

## (1) 福祉に対する意識の向上

こどもから大人まで生涯にわたり人権や福祉について理解を深めるため、家庭、学校、地域が連携し、体験を通じた福祉教育を実践することで、多様性を認め、全ての人が尊重される福祉意識を育みます。

また、住み慣れた地域で安心して暮らしを続けていくために必要な情報が届くよう、わかりやすい情報提供を行います。

さらに、高齢者や障がいのある人等が快適に暮らせる環境の実現を目指すため、建築物、交通機関、歩道など、生活環境のバリアフリー化とともに、すべての人々が共通して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを推進します。

## 施策1 福祉に関する意識啓発・理解の推進

- あいさつ運動など町民同士が関わる機会をつくり、地域への愛着が生まれ人がつながり助け合う気運を育てます。
- 福祉に関する情報や地域活動等を、広報紙やSNSなどそれぞれの世代に応じた手段でこれまで関心の低かった層にも効果的に届けられる情報発信をします。
- 地域のイベントや福祉関連のイベントなどを通じ、多様な人とのつながりや地域の課題を他人事ではなく自分のこととして考えるきっかけをつくります。
- 人権に対する理解を高めるため、人権教育等の充実を図ります。
- 町内の中学生を含めた学生に対し、ボランティア活動への参加を呼びかけ、参加へのきっかけづくりを行います。

## 施策2 体験を通じた福祉教育の推進

- 家庭、学校、職場、地域において人権教育を基盤として学びの機会や体験などのプログラムを作成し、福祉に関する知識の普及に努めるとともに、地域福祉活動の必要性を伝えていきます。
- 多様な人々との交流や体験等を学年や世代に応じ段階的、継続的に行うことで支える側、支えられる側という固定的関係ではなく、相互の関わりを大切にできる地域をつくります。



## 【みなさんに取り組んでほしいこと】

- 隣近所や地域の人とあいさつをしましょう
- 福祉に関する情報や活動を人に聞いたり本やSNSで調べてみましょう
- 地域で開催する福祉講座や研修に参加しましょう

### 施策3 地域福祉課題の共有

- 各地区へ地域包括ケアシステムの説明会等の出前講座を実施するとともに、それぞれの地区が継続して活動していくことができるよう支援を行います。
- 民生委員・児童委員、福祉委員と社会福祉協議会に配置されている地域福祉コーディネーターが連携し、地域住民の協力を得ながら地域課題の共有を行います。
- 住民が主体となる小地域福祉委員会において、こどもから高齢者までの地域課題について話し合い、解決策について検討します。小地域福祉委員会未設置地区については設置に向け働きかけます。

### 施策4 ユニバーサルデザインの推進

- 障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。
- 公共施設や道路等ハード面のバリアフリー化を進めるとともに、広報紙や行政文書におけるUDフォントの使用や筆談ボードの活用等のソフト面について、環境整備に努めます。
- 教育現場や職場、公共サービス等において、それぞれの障がい特性に応じ「合理的配慮」が自然にできる環境を整えるため、共生社会について啓発を図ります。
- まちあるき体験や研修等を通し、ユニバーサルデザインについて学ぶ機会を提供します。



#### 【みなさんに取り組んでほしいこと】

- 自分が暮らすまちに関心を持ちましょう
- 町内会で地域課題について話し合いましょう
- まちの中を誰もが使いやすい視点で見てください

## (2) 人と人が支え合う仕組みづくり

地域の中で世代を超えて支え合える関係を築くため、町民主体の活動への支援を通じて、地域住民が世代や属性を超えて交流し、ふれあう機会や居場所などを創出します。隣近所や関わりのある人同士が、お互いに声かけや見守りが行われる地域共生社会の実現を進めます。

### 施策1 世代や分野を超えた交流の場づくり

- 年齢の違いや障がいの有無などに関係なく、すべての町民が積極的に地域活動に参加できるように、地域で実施している各種イベントの中で、世代間交流イベントを検討、参加を促進します。
- 「永平寺町空き家等対策計画」において、町民の活動拠点としての空き家等の利活用支援を位置づけ、空き家所有者の意向と地域のニーズとのマッチング支援や居場所づくりを検討する事業所に対する周知を行います。

### 施策2 人々がつながる活動への支援

- 地域住民がお互いに顔見知りとなり、もしもの時に助け合えるつながりを持てるよう地域で開催される行事やイベントを推進します。
- 住民が主体となって行う地域づくりに関する事業に対し支援を行います。
- 障がいのある人や認知症など当事者や家族の不安解消や悩みの解決につなげるため、同じような悩みや経験をもつ者同士が支え合い、サポートし合うピアサポート活動を推進します。
- 子どもや若い世代、高齢者や障がいのある人など世代や属性を問わず、多様な人同士の交流ができるような地域活動の機会をつくったり、現在ある活動を広げていきます。
- 子育て世代が子どもや親の所属を問わず地域で交流できるつながりある活動を支援します。



#### 【みなさんに取り組んでほしいこと】

- 地域の活動に積極的に参加してみましょう
- 町内会やグループの活動に参加し、いろいろな人と話をしましょう
- 子育て中の人、家族介護者など同じ立場や思いのある人と交流をしましょう

### (3) 地域活動の担い手育成とネットワークの強化

地域活動の担い手の育成やボランティア養成のための研修を実施するとともに、養成した人材が地域で活躍できるよう、情報提供や働きかけを行います。

また、福祉の専門的な知識や経験のある人が地域に関わることができるよう、関係機関や団体との連携を進めます。

#### 施策1 地域活動の担い手の確保と育成

○町民に対し、地域のニーズを知る機会を提供するとともに、ボランティアや各団体の交流会や活動発表の場を設けることにより、地域活動への町民の参加や新たな人材の発掘を促進します。

○地域課題を適切に解決できるよう、社会福祉協議会と連携した研修会を開催し、担い手としての資質向上やリーダーの育成を支援します。

#### 施策2 地域福祉活動を担う団体のネットワークの連携強化

○福祉の専門的な知識や経験のある人などが地域に関わることができるよう関係機関や団体との連携を図ります。

○民生委員・児童委員と福祉委員の合同研修会を開催し、それぞれの役割を理解し、地域での連携強化と活動を支援します。

#### 施策3 ボランティアの育成と活動支援

○ボランティアセンターが中心となり、行事やスポーツなどを通じて、こどもたちをはじめ、地域の様々な人が知識や技術を活かした活動や、ボランティア活動に取り組めるように活動機会を創出します。

○ボランティアセンターは、福祉活動団体等に地域で行うボランティアの内容についてヒアリングを行い、支援を必要とする人とのマッチングの強化を図ります。

○より多くのボランティア活動の参加を促すため、大学生とボランティアの活動について企画から話し合い、活動の機会を提供します。

○町内の学校との連携による地域福祉に関する講座の実施や、企業や学生のボランティア活動と連携した取り組みを行い、地域福祉の必要性の啓発や参画への動機づけに努めます。



【みなさんに取り組んでほしいこと】

○地域で支え合うボランティア活動を行いましょう

## 2 包括的相談支援体制の充実

### (1) 支援体制の充実

日常生活の中での困りごとや福祉サービスの利用等について、身近な地域で専門的な相談支援を受けられるよう、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

また、誰もが住み慣れた地域で、尊厳のある本人らしい生活を継続していけるよう、成年後見制度の利用促進や相談支援、地域連携ネットワークの強化を進めます。

#### 施策1 こども・子育て世帯への支援

- 「永平寺町こども計画」に基づくこども・子育て支援事業による保育・教育サービス、放課後児童クラブ、一時的な預かり、こどもの居場所づくり等施策・事業の展開を図ります。
- 医療・保健・福祉・教育分野で連携し、相談機能の充実を図り、妊娠期から乳幼児期、児童期（少年期）まで保健センターとこども家庭センターが協力し切れ目ない支援を行います。
- 児童虐待について、母子保健事業の訪問や健診、こども家庭センターによるアウトリーチや伴走型相談支援を充実し、虐待の未然防止と被害を受けたこどもに対し、きめ細かな対応ができるよう体制整備を図ります。
- ひきこもり等を支援する機関との連携により、見守り・支援を行います。

#### 施策2 高齢者への支援

- 「永平寺町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の生活支援サービス事業を継続します。
- 地域包括支援センターが中心となり、高齢者の相談支援体制の充実を図り、介護保険サービスの利用、認知症や高齢者虐待などの相談に対応します。
- 医療と介護に関する関係機関だけでなく、民生委員や福祉委員、町内会、ボランティアなど地域の方々も含めて、地域包括ケアシステムの確立を図ります。
- 地域ケア会議において、地域の課題の把握、事例検討、個別課題の解決などを通じて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。

### 施策3 障がい者（児）への支援

- 「永平寺町障がい者基本計画」「障がい者福祉計画」「障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人の地域での自立した暮らしを支える取り組みと障がい福祉サービス事業を継続します。
- 永平寺町障がい者地域自立支援協議会において、地域の課題について話し合い、問題の解決を図ります。
- 基幹相談支援センターが中心となり関係機関と連携しながら総合的・専門的な相談支援の実施、相談支援体制の充実と体制強化を行います。
- 地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の提供や社会との交流の促進など日中の活動の場を提供します。
- 障がいのある人が住みなれた地域で安心して生活できるよう、緊急時の支援や地域移行を促進するための場所や体制を整備する地域生活支援拠点体制の充実に努めます。

### 施策4 生活困窮者への支援

- 福井健康福祉センターが実施する生活困窮者支援体制検討会議において、情報共有を行います。
- 生活困窮で悩んでいる人に対し相談窓口において、様々な支援策の検討や各関係機関との連携強化を図り、自立に向けた継続的な支援を推進します。
- 他市町との広域連携を強化し、情報共有等を通じて、就労支援の充実を図ります。

### 施策5 権利擁護支援の充実

本計画における権利擁護とは、高齢者や障がいのある人など、支援が必要な人々の権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支えることです。認知症高齢者の増加が見込まれる中、権利擁護の重要性は高まっています。本人の意思を尊重し、自立した生活を支援します。

- 成年後見制度の利用促進を図ります。
- 日常生活自立支援事業の支援の充実を図ります。
- 認知症や障がいに関する知識・理解の啓発を行い、虐待防止・権利侵害の防止を図ります。
- 虐待対応窓口の周知を行い、早期発見及び関係機関と連携した早期対応を図ります。

## 成年後見制度利用促進基本計画

### 【計画策定の趣旨】

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約等の法律行為を行うことが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした判断能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

しかし、成年後見制度は、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、これまで十分に利用が進んでいませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は一層高まることから、成年後見制度の利用の促進が求められています。

こうした中、国は、平成28（2016）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。平成29年（2017年）3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める」ことを市町村の努力義務としました。

令和4年（2022年）3月には国が第2期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、本人を中心にした支援・活動における権利擁護支援を位置付けました。また、計画の中では、地域連携ネットワークの充実等の取り組みを更に進めることが示されています。

本町においても、認知症高齢者や精神障がいのある人等の増加や家族の形の多様化等を背景に、今後、成年後見制度の利用の更なる増加が見込まれます。支援を必要とする人が適切に制度につながり、権利が守られる地域づくりを目指し、本施策を「永平寺町成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、施策の推進を図ります。

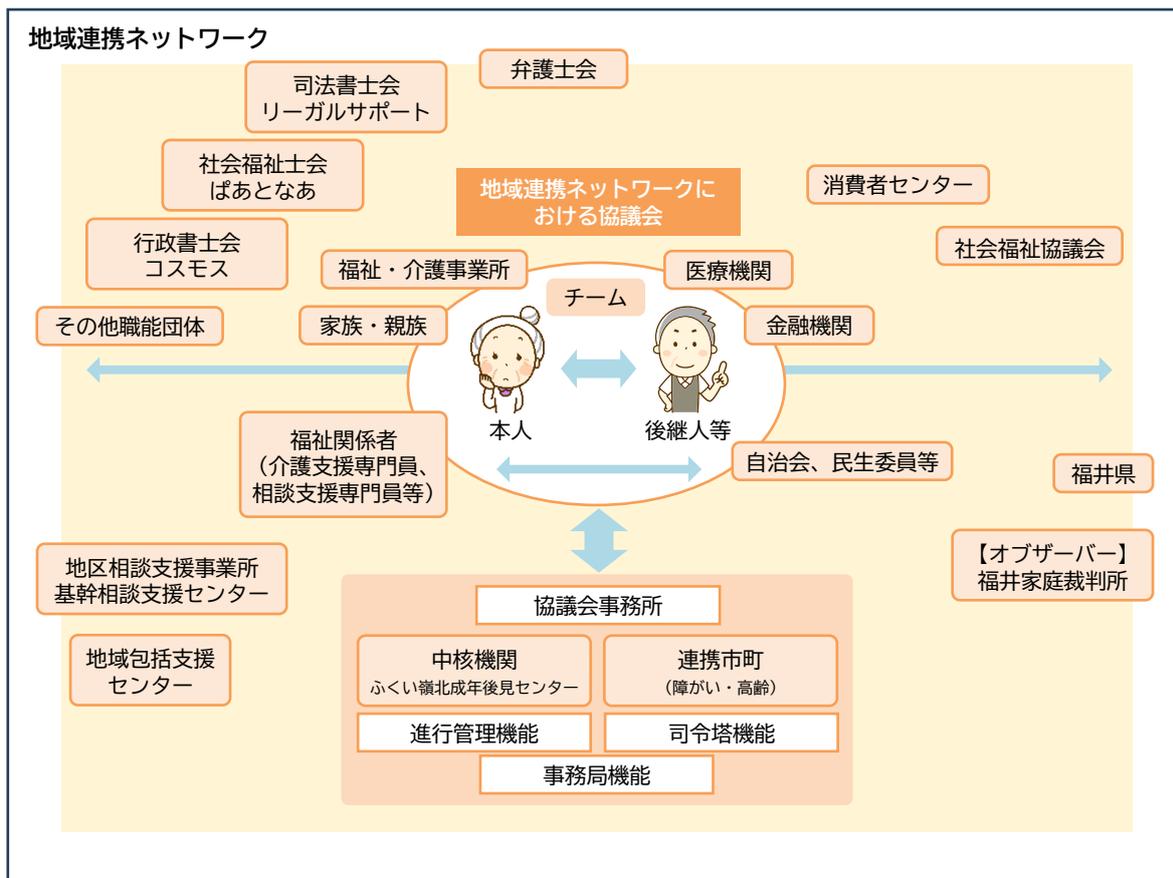
### 【現状と課題】

本町の令和6年度の高齢化率は31.1%と年々増加傾向にあり、知的障がい、精神障がいなどによる制度利用を必要とする人が増加しています。

複合的な課題を抱える家庭や身寄りのない高齢者の相談が増えていることから、今後も制度の利用が増加することが見込まれます。

本町を含む福井県内嶺北7市町では、令和4年6月に「ふくい嶺北成年後見センター（委託先：福井市社会福祉協議会）」を設置し、「中核機関」として、専門職による専門的相談、広報活動、担い手の育成などを行っています。

また、「福井県成年後見制度利用促進ネットワーク会議」や「ふくい嶺北成年後見制度利用促進連携協議会」において、医療・保健・福祉・法律の各専門職団体や関係機関とともに、地域連携ネットワークの構築や地域課題の整理・解決に向け協議を行っています。



一方で、住民アンケートでは、「成年後見制度の認知度」について、「名前は知っているが制度の内容はよくわからない」「わからない」が6割以上となっています。

ふくい嶺北成年後見センターでは、利用促進イベントや出前講座、出張相談を開催していますが、今後も啓発活動に努める必要があります。

### 【具体的な取り組み】

#### ①成年後見制度の周知啓発・利用促進

- ふくい嶺北成年後見センターと連携し、成年後見制度や認知症、終活などと合わせた普及・啓発に努めます。また出張相談会など身近な場所で相談できる体制の充実を図ります。
- 広報紙、ホームページへの掲載やリーフレットの配布等を行い、周知活動に努めます。
- 町民や支援関係者へ制度内容や意思決定支援について出前講座を開催し、理解促進に努めます。

## ②権利擁護の体制整備

- ふくい嶺北成年後見センターと連携し、市民後見人の養成やフォローアップ講座を開催し、市民後見人の育成に努めます。
- 判断能力が十分ではない人が地域で適切なサービスが受けられるよう、成年後見制度の利用促進をはじめとした、権利擁護に関する相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどの支援を継続します。
- 成年後見制度利用支援事業において、申立てに要する経費及び後見人の報酬を払えないことにより、制度を利用できない人について支援を行います。
- 制度を利用する上で、自ら選び、決定することを支える「意思決定支援」を徹底します。不正防止、利用しやすさの向上を図り、信頼される成年後見制度の運用を実現します。

## 施策6 再犯防止対策の推進

- 「永平寺町再犯防止推進計画」に基づき、犯罪や非行をした人が、再び罪を犯さないように地域での孤立を防ぎます。
- 保護観察所等の司法関係者、警察、民間団体、保護司などの地域関係者等と緊密な連携協力関係の構築を目指します。

## 施策7 様々な困難を抱えた方への支援

- 関係機関が相互に連携を図り、情報交換することにより、問題や困り事の早期発見・対応、地域での支援に取り組みます。
- 困難な問題を抱える女性（DVなど）に対し、相談窓口の周知や他部署との連携による早期発見に努め、問題解決に向け取り組める体制を整えます。
- 地域で孤独や孤立を感じながら生活している人や、ケアラー・ヤングケアラーなど、個々の状況を把握し、関係機関と連携し寄り添った支援を行います。



### 【みなさんに取り組んでほしいこと】

- 地域で相談できる場所を知りましょう
- ひとりで抱えこまず相談をしましょう

## (2) 重層的支援体制の構築と強化

多様な福祉課題に対して適切な支援が提供される体制の整備を図ります。また、高齢者や障がいのある人等をはじめ、医療・保健・福祉等の支援を必要とする人等に対し、自分の意志を尊重され、尊厳をもって安心した生活を送ることができるよう支援していきます。

また、8050問題や複雑化・複合化する課題に対して、分野を超えた多職種・多機関による支援ネットワークの強化と重層的支援体制を整備します。

### 施策1 属性を問わない相談支援体制の構築

- 市民の多様な相談を受け止めるため、市民が相談しやすい体制づくりと支援関係機関との連携を行います。
- 様々な問題を抱える市民の相談に対し、相談機関と地域が連携し、包括的な相談・支援体制の構築を目指します。

### 施策2 多機関との支援に関する連携強化

- 各分野における既存制度等では対応できない複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげることができるよう、分野を超えた連携体制を強化します。

### 施策3 社会参加に向けた支援

- 多様なニーズを持つ、全ての人が生きがいや役割を持つことができるよう、社会活動、地域活動、ボランティアなどへの参加を促し、地域社会で活躍できる機会を提供します。
- 障害者総合支援法に基づく就労移行支援等の利用を通じて、障がいのある人が一般就労へと円滑に移行できるよう、情報共有や協議を進めます。
- 社会との交流を断ち、かつ困難を感じている人に対し、悩みや不安を相談できる体制を整え、社会とつながる足がかりとします。

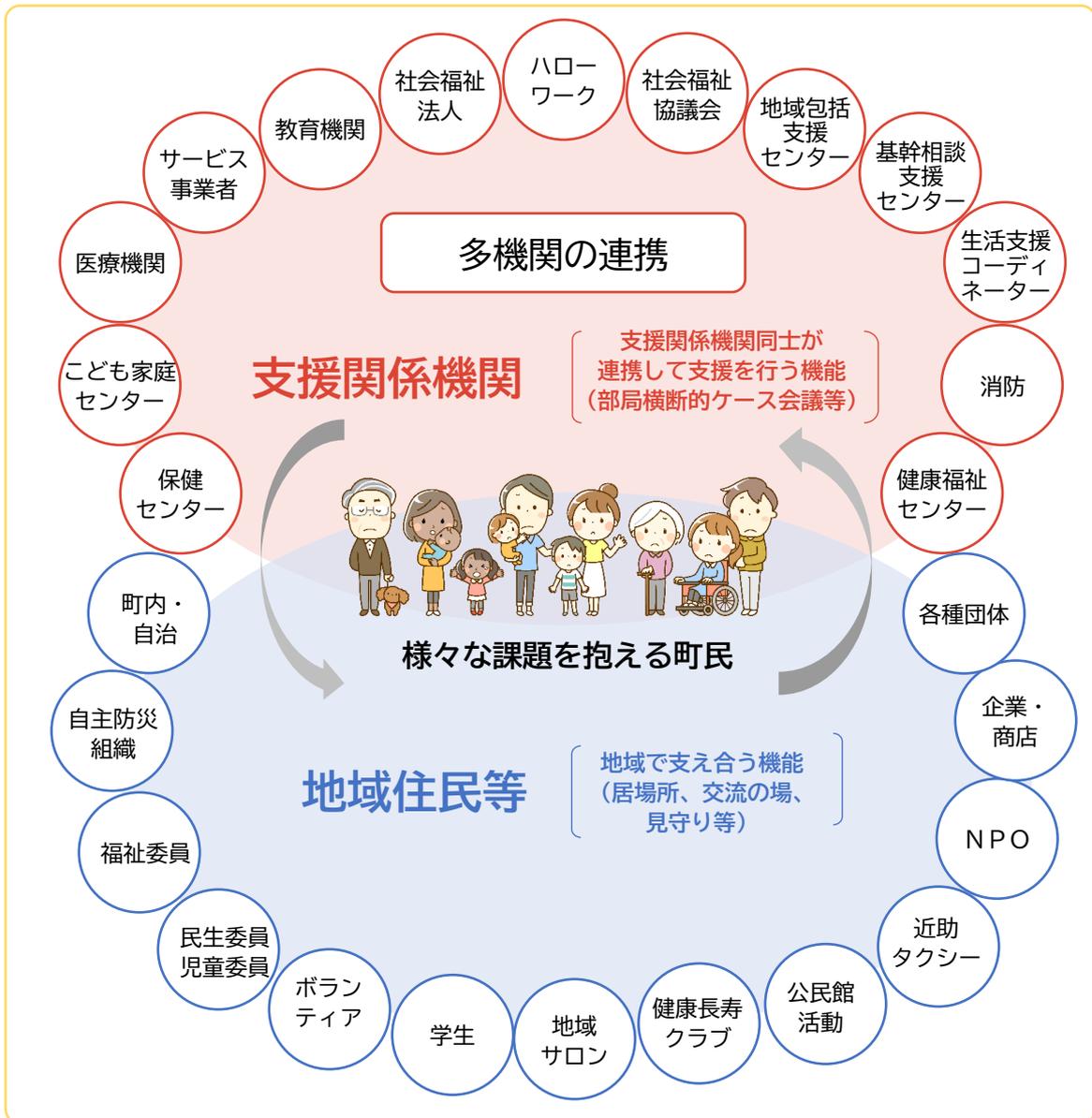
### 施策4 アウトリーチ等を通じた継続的支援

- 支援が必要な人を早期に発見し支援に繋げ、継続的な関係を築くためアウトリーチ活動や支援のネットワークを活用します。



【みなさんに取り組んでほしいこと】  
○困っている人がいたら声をかけて、相談窓口につなぎましょう

# 包括的な支援体制



## 3 安心・安全に暮らせるまちづくり

### (1) 防災・防犯支援体制の強化

日ごろの地域の助け合いや防災訓練の推進、要支援者への個別避難計画の作成など災害時の避難支援対策を推進します。

また、高齢者や障がいのある人等が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

#### 施策1 日頃の防災活動と災害時の避難支援体制の強化

- 「永平寺町福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、在宅で介護・医療等の特別な配慮を必要とする人の個別避難計画の作成と避難支援体制の整備を図ります。
- 災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、個別避難計画の作成の際には、自治会・自主防災組織も参画するなど対象者を把握して、平時の見守り及び災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。
- 避難行動要支援者の把握や情報の共有等、多様な地域関係者の連携の充実を図ります。
- 定期的な災害ボランティア連絡会議を開催するとともに、災害時は災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げます。被災者の生活に寄り添った支援を充実するため、ボランティアスタッフの養成や各機関の連携ができる体制づくりを進めます。

#### 施策2 交通安全対策の充実

- 交通指導員による、小中学校での自転車教室等や幼児園児、高齢者への交通安全教室を開催、自転車事故の安全対策の支援をします。
- 高齢者が当事者となる事故を未然に防止するため、運転免許証の自主返納に関する理解や返納後の支援の充実及び周知を図ります。

#### 施策3 地域における防犯活動の充実

- 犯罪・消費者トラブル・青少年犯罪などの未然防止を図るため、犯罪情報の提供や関係機関・団体や地域との連携、防犯灯や防犯カメラの設置などの防犯施設の整備を図ります。
- 高齢者や障がいのある人等が悪質商法や特殊詐欺などの被害や子どもが巻き込まれる事件を防止するため、警察や学校、福祉関係者などと連携し、講座や情報発信など啓発活動の充実に努めます。



#### 【みなさんに取り組んでほしいこと】

- 災害に備えて要配慮者や支援者を把握しましょう
- 普段から見守りや声かけを行いましょ

## (2) 健康と暮らしを支える取り組みの推進

住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域包括ケアシステムの推進により、地域における医療・保健・福祉の連携体制の強化を図ります。

また、健康で心豊かな生活を送ることができるよう、健康づくりの知識の普及や意識向上、生活習慣病予防対策等を推進します。町民が生涯にわたって健康を維持できるよう、ライフステージに応じた保健事業や介護予防事業を展開し、健康寿命の延伸を図ります。

さらに、高齢者や障がいのある人、こどもなどの要支援者や生活に問題を抱えている人を地域で見守れる体制の構築を検討します。

### 施策1 在宅医療・介護体制の充実

- 在宅医療・介護連携推進協議会において町内医療機関や介護事業所が連携し安心して在宅生活を送れるよう体制づくりを進めます。
- 町立在宅訪問診療所をはじめ、医療機関や関係機関との連携を図りながら、在宅医療の充実や在宅での看取りなど、安心して医療を受けられる体制づくりを進めます。
- 病院・診療所・歯科診療所・介護事業所・薬局などの関係機関の情報の相互交換により、医療・保健・福祉の連携を強化します。

### 施策2 健康づくりの推進

- 健康づくりを通じた個人の生活の質の向上や自己実現を目指した「永平寺町保健計画（健康増進計画・自殺対策計画）」に基づき、町民一人ひとりの健康づくりや地域ぐるみの健康づくりの取り組みを推進します。
- 健康寿命の延伸につながる高齢者のフレイル対策の推進や生活習慣病対策、疾病予防対策の推進のため効果的な事業を実施します。
- 乳幼児の健やかな成長発達を促すようこどもの成長に応じた保健活動の推進をします。
- 自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応ができるよう、こころの健康づくりの支援を充実します。自殺対策等についてゲートキーパーの養成や庁内各課と関係機関と連携を図りながら、こころの健康づくりの普及啓発や情報発信を行います。



【みなさんに取り組んでほしいこと】

- 自分のこころとからだを知り、健康づくりに取り組みましょう

### 施策3 見守り活動の推進

- 民生委員・児童委員、福祉委員、福祉関係機関、事業者との協働により、高齢者や気がかりな方々への見守りを強化します。また、学校関係者、町民、警察関係者などによるこどもの見守りを継続します。
- 地域住民の見守りの中で気がかりな人を把握した場合の連絡体制の構築と情報の共有を行います。
- 一人暮らし高齢者の体調不良時や聴覚障がい者、言語機能に障がいがある人などの緊急時の連絡手段についての周知及び見守り体制を強化します。また、認知症による行方不明者を早急に発見し生命の危機を回避できる体制の充実と事業の周知に努めます。



#### 【みなさんに取り組んでほしいこと】

○日頃から意識してお互いに声かけや見守りをしましょう

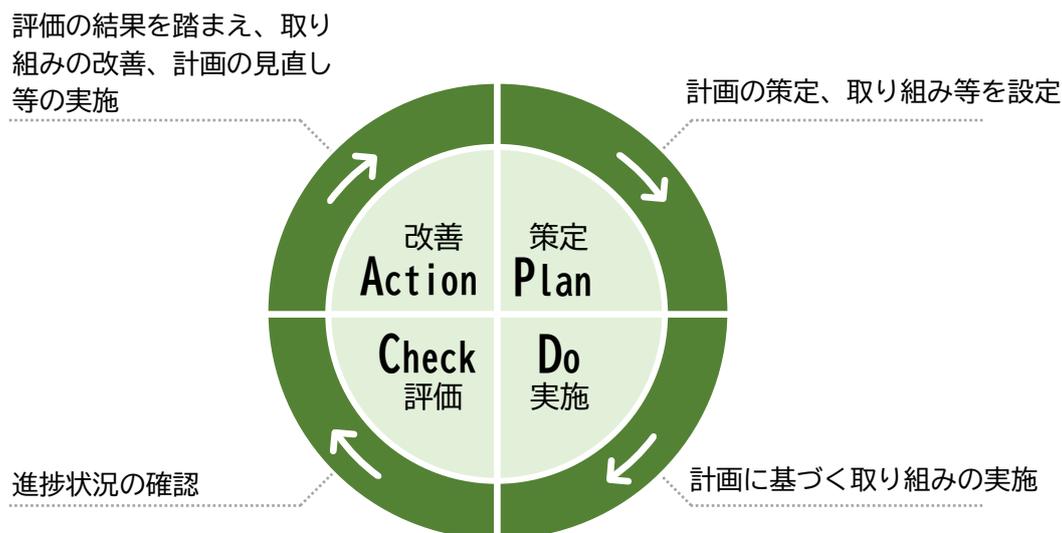
※【みなさんに取り組んでほしいこと】の項目は、永平寺町社会福祉協議会の永平寺町地域福祉活動計画と連携しています。

## 1 計画の評価・検証について

本計画では、地域福祉計画策定委員会により計画を策定し、その計画に基づき、町民、地域の団体・機関、行政などが協働して地域福祉の推進に向けた様々な活動を実施していきます。

本計画の着実な推進のため、関係機関の相互の連携・調整を図り、PDCAサイクルに基づいて計画の進捗状況の把握・点検、進行管理、評価・見直しに努めます。また、計画期間の中間時点である3年を目途に進捗状況の確認をします。

PDCAサイクルのイメージ



# 資料編

## 1 永平寺町地域福祉計画策定委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)第2条に規定する永平寺町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に伴う調査、研究に関する事項
- (2) 計画案の策定に関する事項
- (3) その他計画の策定に関し、町長が必要と認める事項

(委員の構成)

第3条 委員会の委員の定数は12名とし、次に掲げる者に町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域福祉に優れた識見を有する者
- (2) 各種団体等の代表者、その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画を策定し、町長に報告が完了した日までとする。

3 委員が任期中、代表者等変更がなされた場合は、後継者が引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長及び副委員長が定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 委員長は、町長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 委員長は、議長となる。
- 4 委員長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第7条 委員長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(計画書等の提出)

第8条 委員長は、地域福祉計画の策定が完了したときは、その成果をすみやかに町長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、永平寺町役場福祉保健課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年12月14日から施行する。

## 2 永平寺町地域福祉計画策定委員会名簿

令和8年3月31日まで

(順不同・敬称略)

名称等	役職等	氏名	備考
福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科	准教授	永井 裕子	委員長
永平寺町立在宅訪問診療所	所長	楠川 加津子	
永平寺町健康長寿クラブ連合会	会長	大谷 進	
永平寺町民生委員児童委員協議会	会長	中山 勇次	
		R8.1月～ 黒田 耕平	
障がいサービス事業所 一般社団法人ひとまち永平寺	代表理事	竹澤 賢樹	
永平寺町ボランティアセンター 一運営委員会	委員長	木下 あこや	
福井県福井健康福祉センター 福祉課	課長	寺本 英典	
永平寺町社会福祉協議会	事務局長	小林 政広	副委員長
嶺北認知症疾患医療センター	看護師	安江 恭代	
福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科	学生	酒井 若菜	
永平寺町社会福祉協議会地域 包括支援センター	所長	白崎 恭久	
こども家庭センターえいぱら っと（子育て支援課）	統括支援員	多田 直美	

### 3 策定経過

年	月日	経緯
令和7年 (2025年)	1月16日～ 2月6日	永平寺町地域福祉計画策定のためのアンケート調査
	7月10日	第4次永平寺町地域福祉計画等策定に係る意見交換会
	8月4日	第1回永平寺町地域福祉計画策定委員会
	10月23日	第2回永平寺町地域福祉計画策定委員会
	12月22日	第3回永平寺町地域福祉計画策定委員会
令和8年 (2026年)	1月16日～ 1月30日	パブリックコメントの実施
	2月19日	第4回永平寺町地域福祉計画策定委員会
	3月23日	町長へ報告

## 4 用語解説

### あ行

#### アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない人に対し、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう働きかける取り組み。

#### SNS（エヌエヌエス）

「Social-Networking-Service」の略で、インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのこと。

#### NPO（エヌ・ピー・オー）法人（特定非営利活動法人）

「Non-Profit-Organization」の略で、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人のこと。不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動を行う法人であり、設立するには所轄庁に申請書を提出し、認証を受ける必要がある。

### か行

#### 協働

町民、企業、行政などの立場の異なる組織や人同士が対等な関係のもと、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組みのこと。

#### 権利擁護

自らの権利や福祉のニーズを表明することが困難な高齢者や障がいのある人などに代わって、援助者などが代理として権利やニーズの獲得などの支援を行うこと。

#### コミュニティ

共同体、共同社会のこと。本計画では、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会をコミュニティとしている。

#### 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる配慮のこと。

### **基幹相談支援センター**

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害・知的障害・精神障害に関する相談支援業務を総合的に行うセンターのこと。

### **ゲートキーパー**

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとること（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人のこと。

## **さ行**

### **自主防災組織**

「自分たちの地域は自分で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

### **社会福祉法**

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉に係る事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律のこと。

### **重層的支援体制整備事業**

社会福祉法に基づき、社会福祉関係の事業を一体のものとして実施することで、地域生活課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援体制、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業。

### **障害者差別解消法**

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための法律のこと。

### **生活困窮者**

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

## 成年後見制度

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産などを守り、また、日常生活において、主体性がよりよく実現されるように財産管理や日常生活上の援助をする制度のこと（後見・保佐・補助の三類型に分類される）。裁判所の審判による「法定後見」（民法に基づく）と、本人の判断能力が十分な内に候補者と契約をしておく「任意後見」（民法特別法に基づく）がある。

## た行

### ダブルケア

主に介護と育児が同時期に発生する状態のこと。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「まるごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

### 地域ケア会議

支援が必要な高齢者や障がいのある人などに対する支援の充実と、それを支える地域づくりとを同時に進めていくため、医療や介護などの多職種が協働して個別ケースのケアマネジメント支援を作成する実務者会議のこと。

### 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となったとしても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく体制と手法のこと。

### 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成など、様々な支援を行う機関のこと。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力が含まれる。

## な行

### 認知症

加齢によるもの忘れではなく、様々な原因で記憶や判断力などの障がいが起こる脳の病気のこと。

## は行

### 8050問題

80代の親と自立できない事情を抱える50代の子どもの世帯が社会的に孤立してしまう問題のこと

### バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすること。

### ピアサポート・ピアサポーター

ピアサポートとは、同じような背景や境遇を持つ者同士が支え合う活動を指す。その活動を担うピアサポーターとは、障がいのある人が日常生活の中で直面するあらゆる問題について、問題解決のための指導や助言を行う、同様の立場にある人のこと。

### PDCAサイクル

計画（Plan）をつくり、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法。

### 避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人などの要配慮者の内、自力で避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。

### 福祉委員

自治会や町内会などの地域組織から推薦され、主に市区町村の社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する人のこと。

国が委嘱する「民生委員・児童委員」と連携し、地域社会における小地域での見守りや支援を実務的に支える役割を担う。

## 福祉教育

福祉をテーマに「共に生きる力」をはぐくむとともに、体験的な学習を通じて自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のこと。また、地域の人たちとの出会いを通じて、地域の一員としての意識を育んでいくことも目的としている。

## ボランティアセンター

ボランティアに関する人材育成や住民活動団体などの活動に関する相談対応、活動の場の拠点となる施設のこと。

## ま行

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員のこと。住人の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉の推進に努める。また、児童福祉法の児童委員を兼ねる。

## や行

### ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども、若者のこと。

### ユニバーサルデザイン

能力や年齢、国籍、性別などの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行う考え方のこと。

### 要介護認定

介護保険サービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果や主治医意見書などに基づき認定する。介護の必要度（要介護度）は「要支援1～2」「要介護1～5」に分かれる。

### 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の者であって、災害時や日常生活において、その身体的・精神的状況や社会的な制約により、特別な配慮を必要とする人のこと。

2013年（平成25年）の災害対策基本法の改正に伴い、従来の「災害時要援護者」という概念を包含・更新する用語として法的に定義された。

## 第4次永平寺町地域福祉計画

---

令和8年3月発行

発行者：永平寺町（編集：福祉保健課）

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

TEL 0776-61-3920

FAX 0776-61-3464

URL : <http://www.town.eiheiji.lg.jp/>

e-mail : [fukushi@town.eiheiji.lg.jp](mailto:fukushi@town.eiheiji.lg.jp)

